

博 士 学 位 論 文

内 容 の 要 旨
及 び
審 査 の 結 果 の 要 旨

第 22 号

日本女子大学

は し が き

この冊子は、学位規則（昭和 28 年 4 月 1 日文部省令第 9 号）第 8 条による公表を目的として、平成 22（2010）年度に本学において博士の学位を授与した者の、論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を収録したものである。

目 次

学位記番号	学位の種類	氏名	学位論文題目	頁
甲第 135 号	博士(学術)	田中淑江	能装束小袖物の形状変遷に関する研究	(1)
甲第 136 号	博士(社会福祉学)	立脇恵子	てんかんと発達障害をあわせもつ子の親の語り —日本とアメリカの場合: ポジティブな意味を求めて—	(5)
甲第 137 号	博士(学術)	門林道子	闘病記の社会学的研究 —がん闘病記を中心に—	(11)
甲第 138 号	博士(文学)	小泉泉	Aspects of Magical Realism in Toni Morrison's Fiction	(18)
甲第 139 号	博士(文学)	石田浩子	中世寺院社会と武家政権 —醍醐寺地蔵院を中心に—	(25)
甲第 140 号	博士(学術)	駒久美子	幼児の集团的・創造的音楽活動に関する研究—応答性に着目した即興の展開—	(32)
甲第 141 号	博士(学術)	Phan Nguyen Thanh Binh	Study in biochemical and nutritional prospects of inflammation for predicting type 2 diabetes and cardiovascular disease	(36)
甲第 142 号	博士(学術)	近藤ふみ	保育所における食事・午睡・あそびの行為と面積に関する研究	(39)
甲第 143 号	博士(社会福祉学)	一瀬早百合	障害のある乳幼児をもつ母親の変容プロセス —早期の段階における4つのストーリー—	(43)
甲第 144 号	博士(心理学)	糊澤令子	青年期・成人期における子どもに対する養護性(nurturance)の発達と形成要因に関する心理学的研究	(49)
甲第 145 号	博士(理学)	岡田千沙	真正粘菌 (<i>Physarum polycephalum</i>) 変形体リン酸化ミオシン脱リン酸化酵素に関する研究	(54)
甲第 146 号	博士(理学)	西山美也子	マウス味蕾由来株細胞を用いた <i>in vitro</i> 味蕾モデル構築の試み	(59)
乙第 53 号	博士(学術)	好田由佳	ヴィクトリア朝後期における女性スポーツ服の研究—ローンテニスを中心に—	(63)
乙第 54 号	博士(学術)	野田千津子	性能設計における環境振動に対する目標性能の設定に関する研究—居住者の意識と感覚特性を反映した性能評価—	(67)

氏名	田中 淑江
学位の種類	博士(学術)
学位記の番号	甲第135号
学位授与年月日	2010(平成22)年9月19日
学位授与の条件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	能装束小袖物の形状変遷に関する研究
論文審査委員	主査 教授 小笠原 小枝 副査 教授 大塚 美智子 教授 佐々井 啓 教授 安達 啓子 共立女子大学大学院教授 長崎 巖

論文の内容の要旨

日本の伝統的な染織技術を駆使して制作された能装束は、現在もなおその美しさと豪華さから、染織文化財の代表的な存在である。従来の能装束研究では、意匠や染織技法に関する研究が主流である。本研究は、能装束小袖物を対象に、まず実際の調査に当たった現存作品 249 領の採寸を基に、桃山時代から近代における各時代の法量及び形状の変遷を明らかにした。その上で、各時代の形状の特徴が、絵画資料や文献資料と照らし合わせて一致することを示した。さらにここで得られた各時代の形状特徴が、現存する他の能装束小袖物の制作期の特定にも有効であり、かつ修復作業にも活用できることを実証した。

第1章は、従来の研究と本研究との違いを明確にし、研究目的及び研究方法について述べた。

第2章は、本論の軸となる調査にあたった能装束小袖物資料 249 領のうち、制作当初の形状が明らかな資料 146 領を分類対象とした。調査内容は、仕立ての際に必要な 16 箇所(箇所)の法量や染織技法などである。資料を制作年代から 6 つに区分し、各年代の能装束小袖物の形状を形成する主要箇所(箇所)の法量の変遷を整理した。その結果、能装束小袖物には「変化する法量」と、「ほとんど変化しない法量」の存在が明らかとなった。さらに形状変化の大きな波が 2 回確認され、先行研究により述べられている「桃山時代から江戸時代初期」(第1期)だけでなく、「江戸時代幕末期から明治時代以降」(第2期)にも存在することが明確となった。

第3章は、染織品では、年紀を有する作品は稀であるが、旧大名家に伝来する年紀を有する 22 領を調査対象とした。これらは、第2章で明らかとなった形状変化における第2期にあたる前田家伝来の作品が中心である。資料を年紀より「寛延-文化期」「文化期」「弘化-安政期」の3つのグループに分け、それぞれの法量と形状を整理したところ、各グループは異なる特徴を示した。また「弘化-安政年間」は、その中でも形状の変化が顕著な時代であることがわかった。さらに、法量が異なる作品でも法量比で整理する

と、時代ごとの形状の特徴が顕著に示されることが判明した。

第4章は、第2章と第3章により明らかになった能装束小袖物の形状変遷の「第2期」の要因を、様々な角度から考察することを試みた。まずは通常小袖の形状変遷との比較では、能装束小袖物はその発生時期は通常小袖とほぼ同形状であったが、時代が近代へ向かうと、通常小袖は全法量が増え、形状は細身に変わった。一方能装束小袖物も細身にはなるが、当初の法量、形状を踏襲する箇所があることが明確になった。

次に、絵画資料と文献資料から変化の時期の特定と着装に焦点を当て考察した。その結果、能装束小袖物は桃山時代から江戸中期頃までは、糸留めによりゆったりとした裾を引きずる着流しの着装であった。しかし、江戸後期頃の絵画から、腰あたりでおはしりを整え、裾を前時代より短めにそろえ、体に添わせるような着装に変化することがわかり、この着装の変化が、能装束小袖物の「第2期」の形状変化に大きく影響していることを提示した。この変化は、能楽が幕府の厳しい統制の中、形式化していく時期と重なる。

第5章は、第2章から第4章で明確になった能装束小袖物の法量と形状変遷の結果が、実物作品や能装束に関する絵画資料、さらに染織品修復の際の時代の特定に有効かどうかを検証した。まず今回の調査作品の中に、本研究結果の数値から大きく離れるものが数点あった。是を再考すると、明治期、大正期の作例にこの傾向があり、これらの作品は染織技法の点でも江戸時代の作にはない合成染料特有の色調が観察できた。これにより作品を形状と染織技法を併せて検討することにより、より正確な制作時期を導き出すことの可能性が大きくなった。

更に絵画資料では、制作年代が明らかな『猷英楼画叢』に見られた法量記載の図を検証すると、本結果が示した、同時代の法量とほぼ一致した。従って、絵画資料により本研究の形状変遷の提示が、有効であることを裏付けられた。

また本学文学部所蔵「能楽絵」を着装方法からみると、江戸中期以前のゆったりとした特徴を示し、形状からは身幅がかなり広く、袖幅が狭く、衿下寸法は短い特徴を示した。更に表着に描かれた織模様は亀甲繫ぎなど有職風幾何模様であり、後世の地紋と上紋で表現した唐織にみる華やかなものは見られない。着装と織模様表現の両面から考察すると、作品の制作年代は近世初期と推定できる。

最後に国立能楽堂所蔵「紅白段花筏模様唐織」の修復に応用した例を挙げる。仕立て替えされていた本作品は、制作当初の形状へ修復するために、本研究の形状変遷を応用した。その結果江戸中期の形状にほぼ合致し、染織技術や意匠構成も検討した結果同時期の特徴を示したので、作品本来のあるべき姿に戻した。

本章から、本研究で得られた形状変遷の特徴が、個々の作品の制作期を判断する一つの指標と成り得ることを証明した。

第6章「結論」では、第2章から第5章までに得られた結果をまとめ、今後の能装束小袖物の研究課題について述べた。

以上のように本研究は、従来の能装束研究に用いられてきた方法論、即ち「模様の様式論」や「技法の技術論」に対し、全く異なる被服構成の視点から「形状論」を展開し、構築したものである。これらの結果と基礎データは今後、作品の時代判定にも大きく寄与するものとして提示した。

論文審査の結果の要旨

能装束は芸能衣装というだけでなく、日本の染織史上においても極めて華やかな存在として知られる。その華麗さや格調の高さの背景には、近世江戸時代に能が幕府の武家式楽に取り上げられたことで、大名たちがこぞって自ら能をたしなみ、装束の製作に贅を尽くしたことが挙げられる。しかし、今日、美術館・博物館に所蔵される能装束はそうした大名家、あるいは寺社伝来の作例が多いにも関わらず、確かな製作期を示す「紀年銘」を有する作品は極めて稀である。そのため能装束の研究、特に製作年の決定は専ら「伝来」と「文様」・「技法」に頼っているのが現状といえる。それに対し、本論文は装束を仕立てるという立場から、特に小袖形能装束の16か所の採寸を集積し、十数年を費やして得られた249領の作例のうち製作当初の形状が明らかな資料146領を峻別し、その形状の変化から製作年代の特徴を見出すとともに、近世初頭から近・現代までの能装束の形状変遷を明らかにすることを試みたものである。

本論は6章から成る。

第1章で従来の研究と本研究との違いを明確にする。

第2章は本論の軸となる章で、仕立て直しのないうぶな形状の作例146領の採寸から得られた16箇所の法量(寸法)を分析し、能装束小袖物には「変化する法量」と「変化しない法量」の存在があることを見出した。さらに形状変化の大きな波が、先行研究で述べられている「桃山から江戸時代初期」に加え、「江戸時代後期から明治時代」に存在することを指摘した。

第3章では、第2章で明らかとなった形状における第2の変化期を、年紀を有する装束22領から詳細に3つのグループに分け、特に「弘化-安政年間」19世紀中頃に形状の変化が顕著にあらわれること、また個々の寸法が違っても互いの寸法を比率で捉えると、その形状のシルエットは各時代の形状の特徴を示すことを明らかにした。

第4章では、第2章と第3章により明らかになった能装束小袖物の形状変化の要因を多角的に考察し、①に通常小袖との比較から、通常小袖には無く、能装束小袖物に特徴的な形状である「前下がり」が定着した時期を明らかにし、②に絵画資料と文献資料から、能装束小袖物の着装形式がゆったり羽織る姿から、「おはしより」をして裾細に着付ける姿に変化するものが江戸時代後期であることを見出し、その時期が装束そのものの形状変化の時期と重なることを指摘した。

第5章では、第2章から第4章で明確になった能装束小袖物の法量と形状変遷の結果を、①実際の作品や②絵画、さらに③染織品修復の際の時代の特定に有効かどうかを検証している。

①については博物館・美術館における年代表記に、本研究結果の数値から大きく離れるものがあり、これを染織面から再考した結果、実際に誤りであったことを指摘した。作品の形状と染織技法を併せて検討することにより、より正確な製作時期が導き出されることを提示している。

②の絵画資料においては、製作年代が明らかな『献英楼画叢』に見られた法量記載の図を検証して、第2章の結果で示した同時代の法量と一致することを明らかにし、本研究の形状変遷の有効性を裏付けた。また、製作年が不明な本学文学部所蔵「能楽絵」に関して、描かれた装束の着装姿から、この絵画が近世初期の着付けであることを指摘し、能楽絵の制作期の特定にも寄与出来ることを示唆している。

③に国立能楽堂所蔵「紅白段花筏模様唐織」の修復に本研究の形状変遷を応用し、作品本来の江戸中期の姿に戻した例を挙げている。

第6章では「結論」として、第2章から第5章までに得られた結果をまとめ、今後の能装束小袖物の研究課題について述べている。

以上のように本論文は第2章・3章において、能装束の「形状」を軸に、詳細な16か所の採寸の集積から、その法量（寸法）に「変わる箇所」と「変わらない箇所」があること、また従来言われてきた近世初期16～17世紀に加え、形状の変化の大きな波が江戸時代後期、特に18世紀の最後の四半世紀から19世紀にかけて訪れることを明らかにし、さらに19世紀半ば江戸から明治期にかけて大きな転換を示すこと、さらに個々の法量は異なっても、全体を比率として捉えたと形状のシルエットは各時代の特徴を顕著に示すことを指摘している。

第4章・第5章において、1～3章で得られた結果を他の伝承資料、すなわち通常小袖や絵画資料・文献資料と照らし合わせて検討し、その有効性を裏付けるとともに、さらにこれを活用した実証例を提示している。

本論文は、能装束の研究や作品の年代決定に際して従来とられてきた方法、すなわち「文様の様式論」・「技法の技術論」に対し、装束を仕立てるという被服学の最も基本的な視点から「形状論」を展開し、さらに作品調査によるデータ分析にとどまらず絵画資料・文献資料を有機的に結びつけて考察し、能装束の形状変遷というこれまでにない新しい分野を構築したものである。またその成果は今後博物館・美術館における鑑識においても充分活用し得るものとして高く評価できる。

以上の点から、本研究は研究目的の重要性、研究方法の妥当性、研究内容の正確性、独創性から審査し、総合的に博士論文として十分な内容に到達していると判断し報告する。

氏名	立 脇 恵 子
学位の種類	博士 (社会福祉学)
学位記の番号	甲第 136 号
学位授与年月日	2010 (平成 22) 年 9 月 19 日
学位授与の条件	学位規則第 4 条第 1 項該当
学位論文題目	てんかんと発達障害をあわせもつ子の親の語り —日本とアメリカの場合：ポジティブな意味を求めて—
論文審査委員	主査 教授 木 村 真理子 副査 教授 北 西 憲 二 教授 林 浩 康 慶応義塾大学教授 戈木クレイグヒル滋子 埼玉県立大学准教授 河 村 ちひろ

論 文 の 内 容 の 要 旨

本研究の目的は以下の2点である。第一には、てんかんという慢性疾患と、それに付随する障害をあわせもつ子の親の経験とはいかなるものかを、文化的背景の異なる二国、—日本とアメリカの親—の経験を通して示すことである。第二には、その作業を通して、親のポジティブな経験とは何かを検討し、実態に即して多様に把握することによって、「障害のある子をもつ親」に対するネガティブな社会のイメージを変更する一助となる研究を目指すことである。また、てんかんを持病にもつ子の親を研究対象としたのは、他の慢性疾患を抱える子の親と比べ、てんかんをもつ子の親は、ケアの負担感や、社会的孤立、スティグマ、恥などの感情が多く、また病が直接脳と関係しているため、発達への影響も心配され、診断以外の心配事が多い病ということがある。加えて、付随する障害をあわせもつ子の親を研究対象としたのは、てんかんと障害という二重の負担を抱える親の直接的な語りの研究が極めて少なく、アンダースタディな領域 (under studied area) であるため、実態を知る必要があると考えたからである。

本論文は以下のような全5章から構成される。

第一章では、本研究の意義、目的、用語の定義、リサーチクエスション、本論の構成など、本研究の概要について説明した。

第二章では、国内外の「病気・障害のある子をもつ親の経験」に関する研究、「てんかん患者とその家族の経験」に関する研究、そして「ナラティブ・アプローチ」に関する研究と、それぞれの先行研究について概観した。

第三章では、本研究で採用した質的研究法である質的記述的 (qualitative descriptive) 研究法の特徴と、

その採用理由について述べた。また、調査協力者、調査の手順、解析プロセス、データの信頼性や妥当性、倫理的配慮、本研究の限界について説明した。

第四章では、てんかんと発達障害をあわせもつ子の親33名の概要と、親の語りの全体像を提示するため、日本とアメリカの親の語りの流れを図式化した。そしてそれを元に、親の経験の語りを、三つの視点―「ドミナント・ストーリーの経験」(ネガティブな経験)・「オルタナティブ・ストーリーの経験」(ポジティブな経験)・「アンビバレント・ストーリーの経験」(相反する感情の経験)に分け検討している。本研究で使用する「ドミナント・ストーリー」と「オルタナティブ・ストーリー」は、ナラティブ・セラピーの核となる概念であり、White and Epston (=1990) が提唱した家族療法の一つであるナラティブ・セラピーから一般的に使われるようになった区別である。彼らは、「問題のしみ込んだ描写」(problem-saturated description) を「ドミナント・ストーリー」とよび、問題のしみ込んでいない新しい見方を「オルタナティブ・ストーリー」と呼んだ。よって本研究では、ネガティブな意味付けを含んだ経験を「ドミナント・ストーリーの経験」とし、ポジティブな意味付けを含んだ経験を「オルタナティブ・ストーリーの経験」と定義している。またこの二つの区別以外に、本研究では、新たに「アンビバレント・ストーリーの経験」を加えている。これは、親の相反する感情を描くためである。段階説に代表されるような直線的な(linear)プロセスを経る経験ではないことを示すためである。ここに、エンパワーメントと、パワーlessness(無力感)が交互に現れる親の日常が見えてくる。しかしそれは、親が経験と共に生きていく中で、必要とされる重要なストーリーであり、ポジティブな語りへの架け橋(bridge)となるものと捉えられる。

分析の結果、時間の変遷とともに現れる親の「ドミナント・ストーリーの経験」、「アンビバレント・ストーリーの経験」、「オルタナティブ・ストーリーの経験」であったが、調査前に予想していたような、「ドミナント」なストーリーから、「アンビバレント」なストーリー、そして「オルタナティブ」なストーリーへと変化していく親の経験ではなかった。むしろ、三つのストーリーは同時並行に経験されていくものであった。その交互に絡み合ったストーリーの中で、「オルタナティブなストーリー」、すなわち親がポジティブな経験を認識し、それを強化していくことが求められるのである。つまり、「オルタナティブな経験」を増やしていくことこそが親のベスト・プラクティスへとつながるという結論に達している。また親の経験は、年齢や、障害の程度、日本とアメリカによって違いがみられることはほとんどなかった。カテゴリー間の強弱も、それぞれの親によって違いが表れているのみであった。しかしそれでも見逃せない大きな違いを見せていた語りもある。それは重度の障害のある子をもつ親の語りである<コンスタントなケア>と<経済的負担の重さ>についてである。この親が直面している状況から、家族ケアの限界が表出され、社会的援助の必要性が本研究で浮き彫りとなっている。

第五章では、親の語りから得られた<ヒューマン・サービス実践のあり方>について検討した。第一に、親が適切な診断・治療を受けられるようにすることの大切さである。てんかんという病気の分かりにくさから、誤診されるケースが多く、本研究でも病気が悪化し、後遺症として重い障害が残ったケースがあった。親が適切な医療を受ける事ができるようにするため、専門医のリストや専門団体の紹介を積極的に行うことが求められる。第二に、親が、自分自身の手で情報を集められるようにすることである。自らの手で集められた情報は、一方的に与えられたものと異なり、能動的であり、自らの経験を作り出すことを可能にする。親自身が望むストーリーを作られやすいような援助が必要である。第三に、親の全体の経験を

見せることである。ヒューマン・サービス従事者はネガティブな経験だけではない、ポジティブな経験やアンビバレントな経験も提示することで (whole experience of families)、あらゆる可能性をもつ経験であることを親に発信していく必要がある。将来のプランをマップアウトして、選択可能な親の経験であると伝えていき、一方的に「海図」を提示するのではなく、共に独自のストーリーを構築する姿勢を前面に出して援助する必要がある。第四に、「障害児の親」の役割を親に押しつけないことである。親が負担に思う事のひとつに「障害児の親」として特別な役割を、ヒューマン・サービス従事者が押し付けることがあった。専門家の求める「望ましい親像」を一方的に押し付けることがないようにヒューマン・サービス従事者は注意する必要がある。また、障害児の親同士が＜親役割の拘束＞を行い、親たちが身動きできない状態となっていないか注意する必要がある。「障害児の親」としてだけでなく、個人として生きる道があると発信していくことが大切である。第五に、「希望」を前面に出した援助活動をすることである。本研究でも、「希望」をもつことの大切さを親たちの語りを通して理解することができた。よって親ができるだけ多くの希望を持ち続けられる環境を作っていくことが重要になる。希望を持たないソーシャルワーカーは、クライアントの将来にポジティブなものを見出すことができず、介入時に、クライアントに対して、適したゴールを提案することができない。ネガティブなアウトカムは、希望がない (hopelessness) 場所から生まれ、ポジティブなアウトカムは、希望のある場所から生まれるのである。第六に、「ペアレンツ・プログラム」を積極的に活用することである。親の主観的変容だけで経験に対処するほど親の経験は単純なものではない。それは子の介助など多くの客観的負担 (objective burden) が、健常児をもつ親よりもはるかに多いという理由があるからである。また、主観的変容を求める情動中心対処法 (emotional focusing coping style) が必ずしも適切ではない場合もありうる。そこで、親だけでなく子の状態を具体的に改善する療育プログラムを積極的に活用することを提案したい。そのプログラムは、子どもの障害の改善というより、子どもが幸せだと思える環境作りを構築することに重点を置く「関係樹立中心の介入」 (relationship-focused intervention) のペアレンツ・プログラムの実践である。これは、アメリカを中心に展開されているプログラムであり、この介入のゴールは、子どもと親がコネクトして、相互に強い結びつきを作ることであり、親の療育プログラムの多くに見られるような、特定のスキルを教えることや、子が社会に混じる (blend in) ようにすることを目的としていない。第七に、重度の障害とてんかんのある子をもつ親の負担を軽減させることである。親たちの語りで特に困難な状況にあったのは、重度の障害とてんかんをもつ子の親たちであった。特に＜コンスタントなケア＞と＜経済的負担＞の重さは、親たちにドミナント・ストーリーの中に埋もれさせてしまうことにつながっていた。親たちの語りから、家族だけで子をケアする限界があることは明白となっており、ケア負担を分担する必要がある。またコンスタントなケアや、医療保険制度の制約によって、片一方の親しか働けない状態もあり、経済的負担も指摘された。ケアを社会が担うことによって、親が働くことができ、親自身の生き方のノーマライゼーションにつながる支援が今後期待される。

また今後の課題として、親と共に開発していく「関係樹立中心の介入」 (relationship-focused intervention) であるペアレンツ・プログラムをソーシャルワーク実践で積極的に活用し、その効果を測定し、具体的にどのように子の状態が改善されたかを、親の聞き取りを通してその有効性を調べる必要がある。また、ハンディキャップのある子をもちながら、父親・母親共に自らの夢をかなえる生き方をして

いる人たちのライフストーリーを聞き出し、どのような事が要因となって、そのような生活を実現することが可能であるのか、それを他の親に適応可能であるかどうかを検討する研究が必要であろう。そして、きょうだいに与える負担が本研究でも明らかにされているが、てんかんと発達障害をあわせもつ子のきょうだいの研究は今までのところ調査されていない。よって、きょうだいたちのライフストーリーを聞き出し、何が彼らにとってポジティブな経験なのか、そして何が問題として存在するのかを聞き、家族全体のウェルビーイングを促進させる研究が必要であろう。

論文審査の結果の要旨

てんかんを持病にもつ子の親は、他の慢性疾患を抱える子の親と比べ、ケアの負担感や、社会的孤立、スティグマ、恥などの感情をもっている。また病が直接脳と関係しているため、発達への影響が心配され、診断以外の心配事が多い病ということが出来る。これまでてんかんと障害という二重の負担を抱える親の経験をあきらかにした研究は極めて少ない。当事者の視点や経験をふまえて支援モデルを作ろうとする研究のあり方はソーシャルワークの価値からもその意義が大きい。本研究は、日米のてんかんと発達障害をあわせもつ子の親の経験を語りから分析し、語りのなかから日米の親の最良の実践（ベストプラクティス）を抽出し、支援モデルの検討に生かそうとしたものである。

本研究の目的は以下の2点である。第一には、てんかんという慢性疾患と、それに付随する障害をあわせもつ子の親の経験を、文化的背景の異なる二国—日本とアメリカの親—の経験を通して示すことである。第二には、親の語りから得られる経験と親の最良の実践をとおして、ソーシャルワーク支援モデル研究への示唆を得ることである。

本論文は以下のような全5章から構成される。

第一章では、研究の意義、目的、用語の定義、リサーチクエスチョン、本論の構成など、本研究の概要について説明した。

第二章では、国内外の「病気・障害のある子をもつ親の経験」に関する研究、「てんかん患者とその家族の経験」に関する研究、それぞれの先行研究について概観した。

第三章では、本研究で採用した質的記述的(qualitative descriptive)研究法の特徴と その採用理由について述べた。筆者は得られた親の語りを質的研究の手順に従って、概念化し、カテゴリー化した。また、調査協力者、調査の手順、解析プロセス、データの妥当性、倫理的配慮、本研究の限界について説明した。

第四章では、てんかんと発達障害をあわせもつ子の親33名の概要を示した。また、本研究で用いたデータ分析の流れと概念化の過程を具体例に沿って示した。

親の語りの内容は、社会的、言語的に影響を受けて構成される、という仮説に立って、それらを従来の「ドミナント・ストーリーの経験」（問題のしみこんでいるネガティブな経験）、「オルタナティブ・ストーリーの経験」（新しい見方を提案する経験）に加え、「アンビバレント・ストーリーの経験」（相反する感情体験）をもう一つの経験として位置づけた。これら三つのストーリーの内容を時間軸に沿って図示し、それらの関連について検討した。そしてこれらの経験は、直線的なプロセスではなく、それぞれが相互に絡み合いながら、変化していくことが明らかにされた。インタビューを通じた33名の語りには、ネガティブ

な経験からスタートした親の語り、種々の契機をへてオルタナティブな経験となり、また時にはアンビバレントな経験もそれに加えられていた。三種類の経験が同時に存在することもあれば、それらが2つ、または1つになってゆく状況も認められた。これらの経験のダイナミックな記述によって、力を得たとの実感と無力感が交互に現れる親の日常の経験を描き出すことができた。これら三つのストーリーの経験は相互に影響を及ぼし、人生の重要なストーリーを構成し、次第によりポジティブな語りへと展開していく。

時間の変遷とともに現れる親の三つの経験が交互にダイナミックに動く様相はソーシャルワークの支援に対して示唆を与えるものである。またこれらの親の経験は、ネガティブなものよりもポジティブなものの方が比率が増加してゆくこと、そこでのポジティブな経験が親自身によって認識されること、それらの経験の総体が意味のあるものと捉えられるように支援されること、などが重要であると考えられた。これらは子どもやその親にとってのウェルビーイングにつながる。このような当事者（本研究では障害をもつ親）の視点を統合したソーシャルワークの支援モデルこそ今日求められるものである。さらに、親の経験がよりポジティブな経験へと変化しオルタナティブ・ストーリーを語る契機を専門職が創り出すことも重要である。この変化は、質の高い専門的な情報に加え、同じ経験をもつ先輩の親との出会い、仲間との情報の共有、情緒的な支援、困った時に相談できる機関や人材の確保などによって引き起こされることが語りの分析から明らかにされた。これらは、親が自らの経験を価値あるものと実感する経験や機会をより頻りに経験することから得られるものであり、これらの点が支援モデルに生かされるべきであるとの示唆を専門職に与える。

語られた親の経験は、障害をもつ子どもとともに生きてきた年数、親の内的成熟度、個人的信念、意味ある他者との出会いや遭遇した情報、実現に至らせた希望などによって異なっていた。障害の程度だけでなく、障害をもつ子どもを抱えて生きる親たちに対するまわりの受け止め方など日本とアメリカの社会の違いが親の語りに影響を与えていることを推察させた。大きな違いを見せていた語りは、重度の障害のある子をもつ親によるコンスタントなケアと経済的負担の重さであった。親が直面している状況から、家族ケアの限界が語られ、社会的支援の必要性が強く語られた。

第五章（終章）では、ヒューマン・サービス実践のあり方について総括し、今後の研究課題について述べた。

データ分析から得られた示唆はソーシャルワーク支援モデルの構築への研究および実践課題として示した。主な点は以下の7点である。1) てんかんという病気の分かりにくさからくる誤診、病気の悪化、後遺症を減らすためにも、子どもが適切な診断・治療を受けられるように、親に対して適切な専門情報の提供や介入を行うこと。2) 親が情報収集や支援プロセスに関与して、親の経験を価値ある豊かなものと実感できるよう、親の経験に価値を置く専門職の視点と親との協力関係を樹立すること。3) 親に自らの経験を総体として見る視野を与える機会を専門職が提供すること。4) 親は障害児の親としてだけでなく、個人として生きる選択肢があると発信すること。5) 「希望」を前面に出した支援活動を行うこと。6) 「ペアレンツ・プログラム」を積極的に活用すること。7) 重度の障害とてんかんのある子をもつ親のケア負担を軽減させること。

以上をふまえて、本論文に対して審査委員会では次のような評価が出された。

評価すべき点は以下のとおりである。

1. 今まであまり取り上げられなかった「てんかんと発達障害」という二重の障害を持つ親の苦悩についての豊かな語りをインタビュー法によって引き出し分析したこと。

2. 十分かつ丹念な先行研究レビューがなされていること。とくに欧米のてんかんと発達障害の子をもつ親の生きられた経験 (lived experience) を価値あるものと位置づけて専門的支援に生かす方向を見出す研究方法はソーシャルワーク実践に具体的な示唆を与える点で高く評価される。

3. インタビューによって得られた親の語りを三つのストーリーに分類し、親の苦悩の経験を明らかにし、ソーシャルワーク支援モデルの貴重な基礎的資料を提供したこと。

4. 比較文化、比較社会論からの検討を行ったこと。日米の親たちの語りの比較から、多くの共通の経験を見だし、それらが文化、社会的相違を超えた、親の悩みの中核であることを明らかにしたこと。それと共に日米の親たちでの経験の違いも見だし、それは社会文化的側面から説明可能としたこと。

これらが本論文のオリジナリティであり、高く評価すべき点である。

一方審査委員会では、本論文の持つ問題点も指摘された。まず、

1. ドミナント・ストーリー、オルタナティブ・ストーリー、アンビバレント・ストーリーが概念として抽出されたが、三つのストーリーの相互のダイナミックな関係およびその変化に影響を与える要因と仕組みの解明は十分とはいえない。これらの要因や変化の仕組みを明らかにすることは、今後のソーシャルワーク実践モデルの構築や介入プロセスに重要であろう。

2. 本研究でインタビューに参加した親と障害児の年齢、および子の発作初発からの期間にかなりの差が存在した。三つのストーリーは子どもの治療年数、あるいは親のライフサイクルによって影響を及ぼすことが予想される。本研究で抽出した三つのストーリーは、それらの相互関連やライフサイクルという時間軸からみた親の経験をさらに検討することが望まれる。

3. 比較文化的方法論や社会構成主義とドミナント・ストーリー、オルタナティブ・ストーリーの概念の関連についてはさらなる研究が望まれる。

このような課題は散見するが、本研究は、てんかんと発達障害をあわせもつ子の親の語りを、質的研究法を用いて、三つのストーリーを抽出し、それらに関与する種々の要因を明らかにした。この分析からソーシャルワーク支援モデルの構築を可能にしたことは、本研究の対象とされた当事者ばかりでなく、ソーシャルワーク実践を担う専門職に多くの新たな知見を提示しており、意義ある論文であると評価された。よって、審査委員会は全員一致して、本論文は博士の学位を授与するのに十分値するものとの結論に達した。

氏名	門 林 道 子
学位の種類	博士 (学術)
学位記の番号	甲第 137 号
学位授与年月日	2010 (平成 22) 年 9 月 19 日
学位授与の条件	学位規則第 4 条第 1 項該当
学位論文題目	闘病記の社会学的研究 ーがん闘病記を中心にー
論文審査委員	主査 教授 馬 場 哲 雄 副査 教授 尾 中 文 哉 教授 関 根 康 正 一橋大学教授 小林 多寿子 法政大学教授 鈴木 智 之

論 文 の 内 容 の 要 旨

本研究は、「闘病記」に着目し、闘病記の変遷や個人的、社会的意味等を多面的に考察する「闘病記の総合的な社会学的研究」である。研究方法は、2005 年「闘病記文庫」(東京都立中央図書館)に収められた闘病記を中心に 1969 年から 2009 年までに出版された約 550 冊のがん闘病記の文献調査の他大きくは 3 つのフィールドワークを行なっている。闘病記の著者や闘病記文庫の関係者などへのインタビュー調査、ナラティブセラピーに関して国内外の終末期医療現場での調査、そして闘病記を用いた授業である看護学や薬学分野での教育実践であり、学生の授業の感想などの分析も含めている。

闘病記は現在においても国会図書館などにも「闘病記」の分類がなく、自費出版や絶版が多いなど特殊な事情があり、正確な発行数は把握しがたい。しかし、確認できる範囲では 2009 年末までに出版された闘病記のうち約半数はがんの闘病記であり、それは 1980 年代後半から顕著に増加した。さまざまな疾患の闘病記があるなかで、本研究は「がん」を対象とした。がんによる死者は、2008 年約 34 万人に及ぶ。がんは 40 歳代から増えていて、学齢期の子どもたちを残して一家の大黒柱が亡くなる状況は、現代の社会問題の一つでもある。一方で、がんは告知やインフォームド・コンセント、自己決定等において、患者自身が主体的にかかわる医療を導いてきた病いといえる。そのような意味でもがん闘病記にまず焦点をあてることが重要だと考えた。

闘病記については、1990 年代後半までどの分野においてもあまり研究の対象とはされてこなかった。闘病記を用いて病気をめぐる個人的記述から、病いを語ることの意味や社会におけるがんのとらえられ方、そして現代社会における闘病記の社会的意義などを多面的に考察する研究は管見した限り、社会学の分野ではほとんどみあたらない。個人的なものが社会的にどのように認識されるか、さらに医療制度の中での

主体的経験を読み解くことにもつながり、本研究は社会的に意味ある研究と考える。

本論の構成は8章から成り、第1章「闘病記をめぐる社会的背景」では1990年代後半からの闘病記をめぐる社会現象をとらえ、社会的関心の高まりの要因を検討した。第1には「患者主体の医療」との関わりであり、患者の全体像をとらえる必要から患者の物語（ナラティブ）に注目する視点が重要視されるようになったこと、第2には、出版の大衆化と結果としての闘病記を書く人の増加、出版数の増加であることを論証した。さらに、がんという病気は、個人の闘病を社会化に導きやすく、闘病記の出版の増加という社会現象を生み、がん闘病記の時代をつくりだしたことも言及した。

第2章「闘病記の系譜」では、闘病記には必ずしも「病いと闘う」という意識が共有されていないことからなぜ「『闘病』記」なのかという問題意識をもとに「闘病」の起源を追究する考察を行った。その結果、「闘病」という言葉は1920年代、結核を病む医師であった小酒井不木によって「病と闘ふ」積極的な意味で用いられ、短期に重版が重ねられた小酒井の著書『闘病術』によって普及したと考えられることを明らかにした。さらに、「闘病」は「総力戦」に勝つため結核の撲滅をめざした国策と一致し、マスコミを通じて一般化したこと、「闘病記」については『闘病術』後に結核の「征服記」に初めて用いられ、「病気体験記」や「闘病手記」が「闘病記」と一元化されていったことを論証した。

次に「がん闘病記の変遷—『告知』を中心に—」では、治癒率の向上と、終末期医療の質の向上、この2つが基本をなすがん治療の流れを概観したうえで、がん闘病記にみる患者の意識やがん観の時系列変化の要因に「告知」のあり方の変容があると仮定し、闘病記の変遷を考察した。本当のことを言わない1980年頃までの闘病記は猜疑心が現れたり、悲愴感が漂う。1980年代後半には告知の苦悩が語られ、1990年代半ばからは告知やインフォームド・コンセントを啓蒙し総力で闘う闘病記が増加した。2000年前後からは「共生」「共存」を明記した闘病記が増加し、がん闘病記にはそれぞれの時代を象徴するマスターナラティブがあると類型化し、闘病記の内容は、がん治療の流れをうけた医学界の「告知」の方針が人々の意識を変え、闘病記の内容が変化していったと考えられることを論証した。

第3章「『アウェアネス理論』からみるがん闘病記」では、日本のがん闘病記には、A. グレイザー&A. L. ストラウスのアウェアネス理論 (*Awareness of Dying*, 1967) で分析された4つの「認識文脈」と類似した状況がみられることを論じた。がん闘病記の内容が「告知」のあり方の変遷とともに変化したことは、これらの認識文脈とも関わってくる。「告知」以前の闘病記、とくに1970年代後半の闘病記には「閉鎖」認識「疑念」認識がみられ、時には「相互虚偽」認識も現われること、また、「告知」を啓蒙した1990年代半ばの闘病記以降、「オープン」認識が普及していく様子が読みとれる。闘病記からはその認識文脈の変化に伴う患者の意識変化もとらえられることを闘病記の内容から導きだした。

第4章「がん闘病記と5つの語り」では、A. フランクが『傷ついた物語の語り手』 (*The Wounded Story Teller, Body, Illness, and Ethics*, 1995) で指摘した「回復」「混沌」「探求」の3つの語りをもとに、日本のがん闘病記にみられる語りの内容を分析した。そして、それらの3つに加えて、「衝撃」の語りと「達観」の語りがあると考え、「回復」「衝撃」「混沌」「探求」「達観」の5つの語りに類型化した。さらにその5つの語りがあるような状況で、いかに語られるかを、病期や病態別に9つのパターンに分けたうえで検討した。5つの語りをそれぞれに生じさせるもっとも大きなキーワードは「死」であり、死の受容と排除によって異なった語りが生じることを論証した。闘病記がもっとも多く書かれる時期は初期治療後と終末期であ

り、「探求」の語りをもっとも多く占めること、2000 年前後からは告知の一般化や罹患・寛解者数の増加、がんの理解について進んだことに伴ってむしろ自らの状況を冷静に捉えたうえで、死をも視界に入れて自己をみつめる「探求」の語りや、終末期にあっても死を覚悟した上で生きる「達観」の語りが増えていることなどを明らかにした。

第5章「乳がん闘病記をめぐる」では、ひとつの事例としてもっとも闘病記の出版数が多い乳がんを対象に多い理由を検討し、罹患者の多さや罹患期間の長さ、「女性」性の問題、患部が可視的な部分であり状況を把握せざるをえないゆえに「書きやすい」ことを導き出した。次に2000年代までの乳がんの治療の流れを概観したうえで、乳がん闘病記の内容についてジェンダー的な視点から考察した。加えて、乳がん罹患して22年、再発転移を繰り返しながら、2009年11月までに8冊の闘病記を書いたひとりの女医にインタビューを行い、闘病記に書かれた内容とを重ね合わせ、生きられた経験を明らかにした。闘病記を書くことが自己の内面を整理したり、自己肯定感をもたらすこと、闘病記が先行事例となりカウンセリング的な役割となり、同病者の不安の軽減につながることなどを検証した。

第6章「グリーフワークとしての闘病記の類型化—家族が書く闘病記—」では、遺族が書いた闘病記に焦点をあて、それが故人の人生を意味づけ、自己をも再生させるグリーフワークとなっていることを検証した。そして、喪失によってさまざまな課題を抱えた人が闘病記を書くことで自分の意味体系を認識しなおし、新しい世界を再構成していると論じた。さらにグリーフの内容を①気持ちの整理ができたことで次の人生へ移行②社会に役に立つことを目指し実行できたことで納得③（子どもを失くした場合などの）一体化・内面化することで喪失感が和らぐ、などの6つに類型化した。

第7章「テキスト化する闘病記と新たな役割」では、まず「参考書的作用」や「ピアカウンセリング的な役割」を具体的な事象をあげて論じた。次に、闘病記の著者へのインタビューと著書についての書評、読者からの手紙の分析などの追跡調査の結果、1冊の闘病記をめぐる「読者共同体」ともいえる精神的なコミュニティが形成されていることを検証した。さらには「患者の心に寄り添う」ことをめざして看護教育や薬学教育などで2000名以上もの学生を対象に私が2001年度から行ってきた授業について、授業後のアンケート結果などを分析し、闘病記の教育効果について述べた。学生にとっては、闘病記を通して自らの生と死を考える機会にもなっている。さらに、この章ではインターネットによる闘病記の増加や臨床現場における国内外でのナラティブセラピーの取り組みの現状などから闘病記のもつ意味を検討し、さらなる発展可能性について言及した。

第8章「闘病記が生きる力に—現代における闘病記の意義—」では、闘病記を書く行為の意味について、ナラティブ論的視座から考察を行った。闘病記を「書く」という行為は、病者である自己を反芻しながら解釈の図式を変換させることで、状況を受容したり、自分に意味づけをしながら自己肯定を伴う「新たな自分」をつくりだしている。語りは、個人的な経験と文化的象徴体系や社会背景におけるそれぞれの意味が織りあわされて構成されることなどを論述した。次には、闘病記を書く行為を「受動的能動性」という特性から論じた。「受動的能動性」は告知が「患者にとって必要な情報」とされ、治療法などを自ら選択し自己決定する状況にあって顕著になった。

現代の闘病記は病む人を病気の犠牲者やケアの受け手とする見方から能動的な行為者へと転換する移行を可能にしている。患者はケアされると同時にケアする立場にもなっている。能動的な人々による闘病記

は社会へと発信されることで、自己の再構成とともに社会の再構成も行なうことになる。

闘病記の記述が社会を変え、変化する社会が闘病記の内容をもまた変えてきたことや、個人と社会との間で闘病記をめぐる双方向的な相互作用が行われている。

そのことは、「受動的」な面でのみとらえられてきた病いについての文化観念を覆すような大きな意味をもっている。そこに闘病記の現代社会における大きな意義があるといえる。

論文審査の結果の要旨

論文の内容の要旨

本論文は1970年代後半になり、一般の人もより多く書くようになった「闘病記」に着目し、闘病記の変遷や闘病記を書くこと、読むことの意味、社会的意義などを多面的に考察する「闘病記の総合的な社会学的研究」を目指したものである。研究方法は2005年闘病記文庫（東京都立中央図書館：全931冊）に収められた闘病記、本論文ではその内のがん闘病記402冊を中心に、1964年から2009年までに出版された約550冊のがん闘病記の文献調査と、つぎにあげる大きくは三つになるフィールドワークである。その三つとは闘病記の著者や闘病記文庫の関係者などへのインタビュー調査、ナラティブセラピーに関する国内外における終末期医療現場での調査、闘病記を用いた授業である看護学、薬学分野での門林自身の教育実践（受講者の感想などの分析が含まれている）である。

「がんの闘病記」を研究対象としたのは、「がん」という疾病が闘病記のなかで約半数を占めるため、1981年以降日本において死因が第一位であるため、および中年期からの罹患者が多いことが社会的役割の変化、経済的問題、家族にまで及ぶ諸問題などに関与するためであり、冒頭の研究目的への接近のために文献調査（闘病記のほか、闘病記の著者に寄せられた手紙や闘病記をとりあげた書評などの分析を含む）とフィールドワークを併用したことが本論文の特徴である。

本論文は8章で構成されており、それぞれを要約すると以下ようになる。

第1章の「闘病記をめぐる社会的背景」では、自分史ブーム、自費出版などにも見られるように出版そのものが大衆化して闘病記を出版する人が増加してきたこと、患者主体の医療との関わりとナラティブ・ベイスト・メディスンという流れの中で闘病記を書く人が増加してきたことなどの社会的背景を論じている。

第2章「闘病記の系譜」では、新聞などの歴史的資料を用いながら、闘病という概念は1920年代に自分自身も結核を病む医師であった小酒井不木の『闘病術』という出版物によって積極的に病いと闘うという意味の概念が広まり、結核の撲滅を目指した国策とも相俟って一元化して行ったことを跡付けている。さらに「がん闘病記」に絞って変遷を追い、「告知」がなされるようになったことで、猜疑心、悲愴感の漂った1980年までのがん闘病記から1990年半ばには「総力で戦う」といった内容、2000年前後からは「共生」を明記したがん闘病記が登場するようになり、その時代を表すマスターナラティブがあったことを論じている。

第3章「アウェアネス理論からみるがん闘病記」では、グレイザーとストラウスの「死のアウェアネス理論」を紹介し、それを用いて「がん闘病記」を分析している。つまり「閉鎖」認識、「疑念」認識、「相

互虚偽」認識、「オープン」認識という四つの認識文脈に即して分析して、日本におけるがん闘病記の変遷は、その四つの認識文脈に類似した状況が見られると述べた上で、1970年代後半には「閉鎖」認識、「疑念」認識がみられ、時には「相互虚偽」認識も散見されたが、1990年半ば以降は、患者、医師、家族も病気や死についてオープンに語れる「オープン」認識が広がっていると述べている。

第4章「がん闘病記と5つの語り」では、フランクの『傷ついた物語の語り手』で指摘されている三つの語り、つまり「回復」「混沌」「探求」の語りにもとづきながら、「衝撃」「達観」の語りを加えた「五つの語り」を提示して分析を行っている。さらに五つの語りがどのような状況でいかにして語られるかを、病期・病態別に九つのパターンに分けて検討している。五つの語りを生起させるもっとも大きいキーワードは「死」であり、死の受容と排除によって語りが異なることを論じている。また闘病記が書かれるのは初期治療後と終末期に多く、「探求」の語りが多数占めるが、とりわけ2000年前後からはがん告知が一般化したこと、寛解者数が増加したこと、がん理解が進化したことなどによって死を視界に入れて自己を見つめる「探求」の語りや終末期に死を覚悟した上で生きる「達観」の語りが増えていることを明らかにしている。患者が主体的に病いに向き合うことで生まれる「探求」の語り、「達観」の語りの闘病記は他者に勇気をもたらす参考書になっていると述べている。

第5章「乳がん闘病記をめぐって」では、まず闘病記のなかでも「乳がん闘病記」の出版数が多いことについて検討している。その理由は罹患者数が多いこと、しかも罹患期間が長いこと、患部が可視的な部分であり、告知されやすく状況を把握せざる得ないこと、そして子宮もそうであるが乳房が女性のシンボルとみなされる「女性」性の問題があることなどが「乳がん闘病記」の書きやすさに結びつけたと述べている。女性のシンボルという賦与されてきた文化性・社会性の視点の欠如が治療の歴史にあったことをジェンダー論から考察している。次に22年間再発を繰り返しながら8冊の闘病記を書いた女医にインタビューを行い、その生きられた体験を綴りながら、闘病記が自分の内面を整理させ、自己肯定感をもたらすだけでなく、同病者に先行事例としてのカウンセリング的な役割を果たしていることを論じている。

第6章「グリーフワークとしての闘病記の類型化—家族が書く闘病記」では、遺族が書いた闘病記に絞って論じている。遺族が書くことによって闘病記が故人の人生の意味づけになること、書く本人の自己を再生するグリーフワークとなることを論じている。さらにそのグリーフワークの意味構成として、1) 気持ちを整理して次の人生への移行、2) 社会に役立つことを目指し実行できたことの納得、3) (子供を亡くした場合などにおいて) 一体化・内面化することでの喪失感の緩和、4) 生きる勇気の獲得、5) 区切り一切り離し、6) 遺志の社会化の六つに類型化ができるとしている。

第7章「テキスト化する闘病記と新たな役割」では、闘病記がテキストとしてピアカンセリング的な役割を果たしていること、読者共同体ともいえる精神的なコミュニティを形成していること、また「患者の心に寄り添う」ことを目指す看護・薬学教育の場での授業、感想文の分析から、闘病記が教育的効果をあげると論じている。

第8章「闘病記が生きる力に—現代における闘病記の意義—」では、「闘病記」を書く意味をナラティブ論的な視点から述べている。まず闘病記を書くという行為は、病いの経験から自己を対象化し内面の整理を促し、自己を反芻することでそれまでとは異なった解釈で、自分に意味づけをもたらすといった自己肯定を伴う「新たな自分」を作り出していると論じている。また語りは個人的な経験と文化的・社会的背景に

おける意味が織りあって構成されるものであるが、闘病記を書く行為の特性を「受動的能動性」、つまり他者からの働きかけを受けつつも他者に働きかけることであり、たとえば闘病記を書くことで「すっきりした」、「一步前に出られた」といった認識は「受動的能動性」のためだとする。その「受動的能動性」は、がんの告知が「患者にとって必要な情報」であり、治療法などを自ら選択したり自己決定する状況において顕著になると論じている。さらに現代の闘病記は病気の受け手とする見方から能動的な行為者への転換を可能にしている。ケアされる者からケアする者への転換の可能性である。そして闘病記による能動的な行為が社会に発信されることで、病いを受動的にとらえてきた観念が覆されグリーンケアへの応用など、臨床社会学の一分野を新しく拓くと述べている。

論文審査の結果の要旨

以上の研究成果に対して、審査委員会では次のような評価がなされた。まず、評価できる点は次の通りである。

1、本論文は近代日本における闘病記の誕生から現代に至るまでの闘病記の歴史的経緯を俯瞰し、1970年代以降の状況をがんの告知のありかたやがん観の変化とともにいかに闘病記が現代に至るまで変容してきたかを網羅的に研究したものである。こうした社会学的研究は殆ど見ることはできない。その意味で未踏の研究領域を開拓した功績は多大であり、これからの闘病記の研究者にとって必ず先行研究として参照せねばならないランドマーク的研究といえよう。

2、闘病記の社会学的研究に使うと現時点で考えられる理論的研究及び質的な分析、たとえばアウエネス理論、ナラティブ・アプローチ、ドキュメント分析、歴史的方法、フィールドノート、インタビューなどを組み合わせることで、調査対象の特性を浮上させ、調査研究で得られた知見への信頼性を基礎付けるものになっている。とりわけ闘病記の内容分析、闘病記執筆者へのインタビューをもとにしたナラティブ・アプローチは論述展開のベースとなっているが、このような複合的な質的研究方法は新たな方法論を示唆する可能性をもつものである。

3、医療社会学の理論に基づいた闘病記の内容分析、考察を看護・薬学系の教育現場で「患者主体医療」教育に応用した実践には独自性がある。受動的能動性という言葉でとらえられた社会的実践と結びついた闘病記の理論的分析は、本人や周囲の人々のグリーンワークとしてだけでなく、読者共同体のセルフヘルプネットワーク構築の可能性など、多面的な社会的効用が示唆されているといえよう。

一方、次のような問題点、および課題も指摘された。

1、第4章のフランクの三つの語りの分類構造に本論文では新たに二つの語りを加えている。フランクの三つの語りは、あくまでも流れの中のストーリーであって、二つの語りを加えることで、確かに局面では闘病記のもつ多様性と生々しさを浮き出させるには役立つと思えるが、新たに二つを加えるとすれば、その二つの意味づけをもっと明確にしながら積極的に再構築する試みが欲しかった。

2、第8章で到達したナラティブ・アプローチへの新たな提案を深化させ、分析し、徹底的に論じることで社会学にとってどのような知見を与えたことになるのかを、今後より明確に論述することが望まれる。

3、本論文が闘病記の変遷を的確に把握しているのは社会学的に意義のあることであるが、今後の闘病記の動向についてはインターネット上への急速なシフトと電子媒体での表現が拡大することなどが予測さ

れる中で、そうしたことを視野に入れたさらなる総合的な社会学的研究が今後に期待される。

本論文は上述したように、未踏の領域を開拓し、この分野における研究の礎を構築したことは審査員全員が認めるところである。闘病記を書かずして亡くなった人、闘病記を読んでも書かなかった人、日記・備忘録として出版されず残されたままのものもあろう。しかしながらこうした書かれ、出版された闘病記についての研究がまず先行しなくては今後の研究は歩みだせないものである。その意味でも、本論文は今後の広範な闘病の現場の実態を把握するためにも必要不可欠であり、そのための端緒にもなろう。

この論文の独創性、先駆性、とくに闘病記をとらえる網羅性と総合性、闘病記を現代的課題としてとらえる的確性に加え、本人や周囲の人々のグリーフワーク、読者共同体のセルフヘルプネットワーク構築、看護・薬学などの教育現場における患者主体の医療教育への応用といった幅広い効用性を勘案して、本論文が博士の学位に値する論文であることを審査委員会全員一致で承認した。

氏名	小泉 泉
学位の種類	博士(文学)
学位記の番号	甲第138号
学位授与年月日	2011(平成23)年3月21日
学位授与の条件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	Aspects of Magical Realism in Toni Morrison's Fiction
論文審査委員	主査 教授 ソーントン不破直子 副査 教授 大場昌子 教授 三神和子 教授 杉山直子 中央大学教授 藤平育子

論文の内容の要旨

I. 序章: 「マジカル・リアリズム」について

多くの批評家が一致するところでは、マジカル・リアリズムは、「運動」(movement)ではなく、書き方の様式、テクニク、手法であり、概して、非現実(超自然)と現実の要素が混ざり合ったものである。混同されがちなシュールリアリズムとは異なり、マジカル・リアリズムの超自然は、夢や無意識の領域に理解されるものではなく、新しい自然の秩序(法則)として受け入れられた現実を描写しようとするものであり、読者が強く「現実」として信じることによって成り立つものである。

(1) 起源: あいまいに使われている三つの語法—「マジック・リアリズム」「不思議な(marvellous)リアリズム」「マジカル・リアリズム」—の違いを通して、マジック(カル)・リアリズムの歴史(起源)を辿る。本論は、これらのうち、前者2つの概念を包含する「マジカル・リアリズム」の見解から論じている。

(2) 理論: マジカル・リアリズムの定義は曖昧であるため、さまざまなアプローチを可能にする。しかしこの論文では、マジカル・リアリズムが現代文化、文学における異種性(heterogeneity)および多様性(multiplicity)の概念と関連づけられることから、そこにおける超越的(transgressive)・破壊的な(subversive)性質をその重要な特徴として、ポストモダニズムおよびポスト植民地主義に焦点を当てて、トニ・モリスンの作品を考察している。

「ヨーロッパ・モダニズムの特殊形」とも言われるマジカル・リアリズムは、いわゆるリアリズム期をもたないラテン・アメリカにおいて、西欧からもたらされたモダニズム的な(「洗練された」)手法が、土着の文化と融合してポストモダニズム的に発展したものと考えられる。ポストモダニズムの観点から、脱中心、「エキセントリック性」(the ex-centric)は、マジカル・リアリズムの本質的な概念である。これ

に関して、本論では、エイミー・カプランの著書『帝国というアナーキー』における、帝国という無政府（無秩序）状態を再配置しようとするものの議論を利用して、マジカル・リアリズムが、「帝国」に由来する力関係とその「境界」を再考するための場であり、同時に、文学における主流と周縁を結ぶことに挑む作品であることを示している。

また、本論では、マジカル・リアリズムのポスト植民地主義的な傾向に関して、エドワード・サイードが定義する「オリエンタリズム」の概念を採用している。マジカル・リアリズムを西洋的言説に対する一種の対抗言説とみなし、削除された記憶と歴史を回復する手段として、マジカル・リアリズムの領域が、ポスト植民地主義と同じく、歴史、文学キャンノン、証言の三つを扱うものとして提案している。

上記のマジカル・リアリズムの発展と意義に見られるラテン・アメリカの歴史、すなわち、「帝国というアナーキー」によって、虐げられてきた歴史は、死、暴力、奴隷制などの点で、アメリカ合衆国において、いわば「周縁化」されてきたアフリカ系アメリカ人の歴史と類似点をもつ。このことに注目して、本論は、以下に取り上げるトニ・モリスンの作品をラテン・アメリカのマジカル・リアリズムの代表作品に照らしながら考察するものである。

II. 『青い目がほしい』：モダニズムの進化としてのマジカル・リアリズム

モリスンの第一作『青い目がほしい』（1970）を、いわゆるマジカル・リアリズム的手法が明確になる以前の作品として考察する。この作品においてモリスンは、アフリカ系アメリカ文化に浸透する暴力的あるいは破壊的な現実を、すなわち、白さに優越性が与えられる根深いイデオロギーを、主人公ピコーラの「青い目がほしい」という願望を通して露わにしている。ピコーラの得る青い目は彼女自身の幻想にすぎず、フロイトやツベタン・トドロフのいう「不気味（the uncanny）」の領域に分類される。ガブリエル・ガルシア＝マルケスの『百年の孤独』（1967）に比べ、手法においていくつかの類似点を持ちながらもマジカル・リアリズムとしては十分に発展していないが、後の作品におけるモリスンのマジカル・リアリズム的手法の発展を予感させる作品である。

III. トニ・モリスンのマジカル・リアリズム

ここでは、エイミー・カプランの理論を根底に置き、モリスンの作品の中で、いわゆるマジカル・リアリズム的傾向が強いと思われる4作品を取り上げる。

（1）『ソロモンの歌』：マジカル・リアリズム的傾向と境界の曖昧性

『ソロモンの歌』（1977）においてマジカル・リアリズムは、モリスンにとって民族の歴史を語る上で重要な役割を果たす。抑圧、搾取、暴力によって築かれてきたともいえる歴史の「証言」は、作品の重要な要素の一つとなっている。臍のないパイロットは、作品を「魔術的」にする重要な人物で、南部の価値観を象徴するとともに、中心人物となるメイコン・デッド三世（ミルクマン）の助言者として精神的飛翔を助ける。「飛ぶ」ことは、作品を通して重要なモチーフとなっており、モリスンは、「空飛ぶアフリカ人」の神話を下敷きとして、アフリカ系アメリカ人の精神世界—「魔術的な現実」—を描写している。また、ミルクマンが北部から南部に下る旅は、単にアメリカ北部と南部の文化や価値観を映し出すだけでなく、（西欧的）主流と周縁の関係に結びつけられる。「境界」という概念の恣意性と曖昧性を提示し、二者を融合しようとするものにおいて、モリスンは、マジカル・リアリズムの概念を利用しているといえる。

（2）『タール・ベビー』に見られる「この世の王国」

『タール・ベビー』(1981)は、カリブ海に浮かぶ「騎士の島」が舞台となっている。ここに、アメリカからやってきたヴァレリアン・ストリートは、別荘として、島で最も壮麗な「十字架館」を建てた。しかし、この「パラダイス」の建設は、他ならぬ土着の人々と彼らの土地という多くの犠牲の上に成り立つものであり、モリスンは、帝国という視座のもとで、アメリカの資本主義的な搾取、および国外領土における帝国主義問題を提示している。また、この作品の中枢には、アフリカ系アメリカ民話「タール・ベビー」が埋め込まれ、モリスンはタール・ベビーのペテン師性(trickster)を利用して、マジカル・リアリズムの破壊的な要素を作品に加えている。さらにアレホ・カルペンティエル(キューバ)の『この世の王国』(1949)に作品を照らし、特にその土着の人々と自然の怒りと抵抗について記す。『タール・ベビー』において、マジカル・リアリズムは、モリスンが求めるもの—「時に歴史が拒否して、芸術やフィクションだけが得ることのできる、歴史からは得られない過去の芸術的な表現の方法」—を実現していると思われる。

(3) 『ビラヴィッド』: 帝国主義における空白

この章では、フレドリック・ジェイムソンが帝国主義の「囲い込み戦略」と呼ぶものに基づき、そこに生じる「空白」へのマジカル・リアリズムの関わりについて検討している。この作品は、奴隷制下に起こった赤ん坊殺しの史実に基づいて書かれ、モリスンは赤ん坊(ビラヴィッド)の過去のトラウマを幽霊として体現する。従って作品は、いわば西欧的な認識では受け入れられない現実、トドロフの言葉で、「不思議なもの(the marvelous)」の物語となっている。この幽霊を通してモリスンは、過去と現在の連結を描き、ここに“rememory”という概念を当てはめているが、この論文では、ウォルター・ベン・マイケルズの「歴史主義」理論から、ビラヴィッドを歴史的発展の産物として考察している。また、イサベル・アイエンデ(チリ)の『精霊たちの家』(1982)に照らし、この作品が「女性化された」(feminized)マジカル・リアリズムとも言われる点を踏まえて、『ビラヴィッド』(1987)もまた、父権的独裁、社会的・性的偏見、政治的抑圧に挑む作品として捉えることができる。中でも、三角貿易における中間航路(Middle Passage)での奴隷船上の描写は、特に、暴行を受けた黒人女性奴隷の恥辱を露わにし、ホーテンス・スピラーズの「モイニハン報告書」における「空白」の自我—自己も実体も取り上げられたアフリカ系アメリカ女性—についての議論と結びつけられる。『ビラヴィッド』は、マジカル・リアリズムによってこの「空白」を埋めようとする作品であると考えられる。

(4) 『パラダイス』: マジカル・リアリズムとアメリカ例外主義

『パラダイス』(1997)は、黒人コミュニティー、ルービィの男たちが、隣接する修道院の女たちを襲撃する場面で始まる。(女たちは物語の最後で幽霊となって再び登場する。)この襲撃のきっかけは、この黒人コミュニティーの排他性であり、それは建国以来、アメリカ文化と国民のアイデンティティの形成に多大な影響をもたらしてきた例外主義については選民思想に遡る。モリスンはこの弊害を、公民権運動を時代背景として、対立する二つのコミュニティーを通して描いているが、ここに、対抗言説としてマジカル・リアリズムを利用している。また、モリスンの宗教的な—特にブラジル宗教カンドンブレの—アプローチは、作品をより魔術的にしているとともに、西欧的な要素と土着性が融合するマジカル・リアリズムの概念を象徴的に示している。さらに、この作品の構成は、マジカル・リアリズムのポストモダニズム的側面、すなわち、差異と「エキセントリック」性を具現するものである。『パラダイス』において、マジカル・リアリズムは、モリスンにとって、いわゆる「パラダイス」—この創設には必ず排除の概念が伴われる—を

「世俗的なパラダイス」(earthly paradise)として再構築するための究極的な手段となっている。

IV. 結章：マジカル・リアリズムと「ホーム」－『パラダイス』から『マーシイ』へ－

III章で論じたモリスンの作品におけるマジカル・リアリズムの特徴を踏まえ、本論における結論の章として、モリスンが模索する「ホーム」とマジカル・リアリズムの関係についての考察である。ここでは特に、前章の『パラダイス』と『マーシイ』(2008)における排除または周縁化されてきた人々の心理に焦点をあて、「ホーム」を失うことの恐怖について考察している。2006年、ルーブル美術館の特別展における基調講演で、モリスンが、テオドール・ジェリコーの「メデューサ号の筏」を取り上げたことは、彼女がマジカル・リアリズムにおいて描きだすものと結びつき、ここには、家(故郷)を失った人々の恐怖と、新しい家を見つけ出そうとする希望が象徴的に示されている。しかし、モリスンの示す恐怖が、「国内分裂(internally divided)」に由来していることは、ラテン・アメリカにおける恐怖とは異なる重要な点である。そしてこの恐怖を可能性へと変えるために、モリスンもまた、言葉の力に絶対的な信頼を置き、究極的には、彼女自身の民族が生き延びるために、マジカル・リアリズムを使用しているといえる。マジカル・リアリズムは、モリスンにとって、これらを実現するための言語であり、無政府状態の世界に、新たな「境界線」を引くことなく、秩序を取り戻すことを可能にする手段となっている。

論文審査の結果の要旨

論文の内容の要旨

本論文はアフリカ系アメリカ人小説家トニ・モリスン(1931－)のほとんどの作品がマジカル・リアリズムの要素をもつものとして捉え、この作家の創作活動の展開をマジカル・リアリズムの視点から論ずるものである。ノーベル文学賞作家モリスンは世界中で多くの研究がなされており、その成果は膨大なものとなっているが、マジカル・リアリズム的要素に関して特定の作品を論じたものが少数あるものの、モリスンの最初期から最近までの作品をこの視点から通観したものではなく、この論文が最初のものと言える。全文 53、297words (177頁)である。以下にまず目次を紹介し、続いて各章の内容の要旨を述べる。

- I. Prelude: Magical Realism
 - II. The Modernist Origins of Magical Realism in *The Bluest Eye*
 - III. Toni Morrison's Magical Realism
 - 1. Magical Realism and Ambiguous Boundaries in *Song of Solomon*
 - 2. "The Kingdom of This World" in *Tar Baby*
 - 3. Absence in Imperialism in *Beloved/BeLoved*
 - 4. Magical Realism and American Exceptionalism in *Paradise*
 - IV. Coda: Magical Realism and Home -From *Paradise* toward *A Mercy*
- Afterword
Notes
Works Cited

I. 序章においては、マジカル・リアリズムを「文学運動」としてではなく、様式・手法として捉え、概して非現実（超現実）と現実が混ざり合ったものとして混同されがちなシュールリアリズム、表現主義などとの違いを明確にするとともに、マジック・リアリズム、マーベラス・リアリズムとの語法上の違いも示している。理論的には、マジカル・リアリズムは、ヨーロッパ・モダニズムが、いわゆるリアリズム期を持たないラテン・アメリカに導入された時に、モダニズムのヨーロッパ的な洗練と土着文化との融合でポストモダニズム的に形成されたものであるという主張を受け入れ、本論文はそこにポスト植民地主義とポストモダニズムの要素を濃厚に見ている。その視点から、エイミー・カプランの著書『帝国というアナーキー』の議論を援用して、マジカル・リアリズムが「帝国」と「植民地」の力関係、および文学における主流と周縁の融合に挑む文学であると位置づけている。

本論文では、上記のラテン・アメリカにおけるマジカル・リアリズムの起源は、アメリカ合衆国において「周縁化」されてきたアフリカ系アメリカ人の歴史に顕著な類似点を持ち、特にトニ・モリスンの作品の特異性はラテン・アメリカのマジカル・リアリズムに呼応するものが多いとしている。

第 II 章においては、モリスンの最初の小説『青い目がほしい』（1970）を、彼女のマジカル・リアリズム的手法が顕著になる以前の、しかしながらその方向性を予感させるものとして、ガブリエル・ガルシア＝マルケスの『百年の孤独』（1967）との類似点を、フロイトやツベタン・トドロフの「不気味」（the uncanny）の理論を援用して指摘している。

第 III 章は、マジカル・リアリズムの要素が重要な位置を占めるようになった時期の4編の小説について詳説している。

(1) では、『ソロモンの歌』（1977）の臍のない女性の魔術的能力、主人公の黒人青年メイコン・デッド3世の精神的飛翔のモチーフとなるアフリカ系の神話「空飛ぶアフリカ人」などを使って、西欧的主流とアフリカ系周縁を結びつけ「境界」という概念の曖昧性を示している。

(2) では『タール・ベビー』（1981）を取り上げ、カリブ海の島におけるアメリカ資本主義の現地人搾取とそれに対する反撃を、アフリカ系アメリカ民話「タール・ベビー」のトリックスター性を使って描いていることを示している。その手法をアレホ・カルペンティエル（キューバ）の『この世の王国』（1949）に照らし、マジカル・リアリズムの破壊的要素に注目している。

(3) では、『ピラヴィッド』（1987）をとりあげ、奴隷制下に起こった母親の赤ん坊殺しの史実にもとづき、合衆国の歴史から抹殺された赤ん坊の死者がいまだに過去のトラウマに悩み幽霊となって現在と過去をつないでいる状況を論じている。これを「女性化されたマジカル・リアリズム」と呼ばれているイザベル・アイエンデ（チリ）の『精霊たちの家』（1987）の内容と手法になぞらえ、父権制独裁、性的支配をマジカル・リアリズムがいかに作品化したかを論じている。

(4) では、『パラダイス』（1997）では、白人と黒人の差別というよりも黒人コミュニティ間での差別をアメリカ合衆国の例外主義、選民思想を反映するものと捉えている。その議論の中で、ブラジルの土着宗教カンドンブレの役割に注目し、西欧と土着の融合によって生まれたマジカル・リアリズムを象徴するものとしている。

結章では、『マーシー』（2008）をとりあげ、モリスンがこの時点で最も関心を持つに至った、周縁化され

た人々の「ホーム」を失うことの恐怖を論じている。これはラテン・アメリカの植民地主義の恐怖とは異なるものであるが、モリスンの作家活動は言語、特にマジカル・リアリズムの手法によって、中心と周縁の境界をなくそうとする努力であることを確認している。

論文審査の要旨と結果

本論文の学術的価値を評価し、博士論文としての審査結果を述べる。

第一に評価されるべき点は、本論文がすでに膨大な研究成果が世界で発表されているトニ・モリスンの主要作品のうち『スーラ』を除くすべての小説をとりあげ、そこに共通する特異性としてマジカル・リアリズムの要素に焦点をあてて彼女の文学を論じている点である。モリスンとマジカル・リアリズムの関係は、これまである特定の作品について研究されたことがあるが、このように 1970 年の『青い目がほしい』から 2008 年の『マーシー』までのほとんど全作品を辿って、モリスンの作品にマジカル・リアリズムの要素が見えはじめ、それが次第にどのように作品の主要な手法となり、彼女の創作の基礎となっていくかを示したのは、本論文がはじめてと思われる。

第二に評価されるべき点は、モリスンのマジカル・リアリズム的傾向を単にラテン・アメリカのマジカル・リアリストの影響として見るのではなく、そこに歴史的必然性を理論化して提示した点である。すなわち、ヨーロッパのリアリズム小説の伝統を持たない周縁文化のラテン・アメリカにリアリズムを飛び越えてモダニズムが導入されたために、ヨーロッパ・モダニズムの「洗練」と土着インディオの伝統文化の混淆によって出来上がったと考えられるマジカル・リアリズムの歴史的背景を、アメリカ合衆国内のいわば「周縁」である黒人文化が合衆国の中心文化に対応する過程と類似していた点に注目したのである。この視点から、ラテン・アメリカのマジカル・リアリズムもトニ・モリスンの小説も、主流（ヨーロッパとアメリカ合衆国）の言説への対抗言説としての政治的役割を明確に持ったものとなった点を、ポスト植民地主義的視点とポストモダニズムの特徴である混淆手法で捉えて論じている。

第三に評価されるべき点は、本論文はマジカル・リアリズムの視点から論ずることによって、トニ・モリスンの文学を、アメリカ文学あるいは黒人文学という枠組みを超えたものとして提示した点である。すなわち、周縁が中心に飲み込まれることなく、むしろ対抗言説としてのマジカル・リアリズムを興したパターンをラテン・アメリカからアメリカ合衆国に写すことは、モリスンの文学のポストモダンの展開が世界文学史にくりかえされたパターンとしての普遍性を示したといえる。

第四に評価されるべき点は、序論において、マジカル・リアリズムに関する最新の研究成果をふまえて、「マジカル・リアリズム」そのものの歴史的展開と定義の基礎的議論を総括した点である。これによって、従来混同されることがあった、ヨーロッパの他の文学運動や手法との違いが明示され、いわば辞典的価値が加わったといえる。

本論文の学術的価値は、上記の 4 点にとどまるものではないが、これらの点が特に博士論文としての独自性を証明するものと言えよう。さらに平成 23 年 2 月 16 日に開催された公開審査会においては、審査委員および聴衆から質問と意見が提示され、この論文の主張を執筆者がいかにかにディフェンスできるかを見た。

まず、審査委員のほとんどが執筆者の研究の網羅性を高く評価した。審査委員および聴衆の質問の中で、目立ったものとそれに対する執筆者の回答（→印）、およびコメントを記す。

(1) 以前にもおこったマジカル・リアリズムとの関係を今論じてどのような意味があるのか。→これま

で黒人文学として、また民族のための作品として読まれてきたモリスンが、世界文学として、同じような歴史的境遇の人種／民族の問題として読まれることの一端となることができればよいと思う。

- (2) 帝国主義がどのようにモリスンに結びつくのか。→デュボイスが帝国支配の力関係をアメリカ合衆国内の人種闘争に位置づけたように、モリスンが作品中に示す人種問題をマジカル・リアリズムを通して位置づけた。
- (3) この論文の執筆にあたり、最も影響を受けた批評家は誰か。→エイミー・カプラン、W. E. B. デュボイス、ホーテンス・スピラーズである。
- (4) (コメント)何でもマジカル・リアリズムにこじつけすぎているように思われる。結論に行く前に、もっと方向性を示す書き方をした方がいい。全体像を求めるあまり、個々の作品そのものに対する読みが甘い部分がある。
- (5) 歴史を描くのにマジカル・リアリズムを使うのは有用か(特に『ピラヴィッド』において)。→モリスンは幽霊というマジカル・リアリズム的手法を使うことによって、単なる歴史でなく、過去と現在の連結を示そうとしたと思う。マジカル・リアリズムの手法がモリスンの示したかった歴史を描く(公的には閉じられていた過去を死者の幽霊が語る)ことを可能にしたと思う。
- (6) “Home”の概念にジェンダーを結びつけているが、そこに母性の概念は含まれるのか。→「ホーム」には元来ジェンダーが結びついており、“domesticity”という語は「飼いならす」という意味も含まれているので、この点においてモリスンの作品の人種問題と結びつけて考えた。
- (7) 西欧にもマジカル・リアリズムがあるのに、なぜラテン・アメリカだけなのか。→この論文でのマジカル・リアリズムはあくまでポスト植民地主義の範疇で論じるものという立場を序論で確認した。今後、西欧の作品も考察してみたい。

公開審査会後の審査委員のみによる評価では、一応すべての質問に答えられ、本論文の主張をディフェンスできたとして、本論文が博士論文(文学)の学位授与に値すると審査委員全員が判定したことを、文学研究科委員会に報告するものである。

氏名	石田浩子
学位の種類	博士(文学)
学位記の番号	甲第139号
学位授与年月日	2011(平成23)年3月21日
学位授与の条件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	中世寺院社会と武家政権 —醍醐寺地藏院を中心に—
論文審査委員	主査教授 永村 眞 副査教授 井川 克彦 教授 村井 早苗 教授 石井 倫子 文化庁美術学芸課調査官 横内 裕人

論文の内容の要旨

1 研究史の軌跡

中世寺院研究は、1975年の黒田俊雄氏による顕密体制論によって大きな画期を迎えた。黒田氏によって日本中世の国家・社会の構成要素として顕密寺社の重要性が提唱され、寺社勢力の具体相を明らかにすることの必要性が学界に認知されたのである。

顕密体制論の提唱をうけて、中世寺院研究には二つの研究潮流が生まれた。本論文の立場から捉え返すならば、①「中世国家と仏教」をテーマとした研究、②「中世寺院の存立のあり方」をテーマとする研究、という分類ができる。以下にその成果を述べる。

①の潮流 中世国家と仏教との関係の研究

- ・「院権力と仏教」の関係を解明する研究が進められ、上川通夫氏・横内裕人氏によって「院政期の王権と真言密教」に関する研究へと深化させられた。その結果、院権力と関連づけられる真言密教寺院研究を生み出したのであった。

- ・近年では、平雅行氏や大田壮一郎氏によって、武家政権と顕密寺社の関係のあり方が検討されるようになった。両氏に共通するのは、武家政権による寺院社会編成の側面を大きく評価する点である。

②の潮流 中世寺院の存立のあり方の研究

- ・第一段階 網野善彦氏・永村眞氏・稲葉伸道氏等によって、寺院を構成する組織や財源の研究が進められた。

- ・第二段階 寺院社会独自の人間関係を復元していく研究潮流が出現する。寺院社会の宗教性を媒介とした独自の人間関係、すなわち法流のあり方に注目が集まった。橋本初子氏や土谷恵氏、永村眞氏らは、主に醍醐寺を検討素材として法流のあり方に関する基礎的な事実を明らかにしていった。

・第三段階 永村氏は、宗教的諸技能の伝授に関わる史料群を本格的に検討し「中世寺院史料論」と呼ぶる寺院史研究・中世史料研究のジャンルを構築した。また、藤井雅子氏・西弥生氏らによって、各寺院の法流に関する新事実や修法の具体的なあり方などが次々と明らかにされ、現在の水準を示している。これらの研究成果は、寺院社会内部の具体的な事実の発掘が飛躍的に進んだ第三の段階と評価できるであろう。

2 本論文の目的

○黒田俊雄氏に始まる中世寺院社会研究を「中世国家と仏教との関係の研究」と「中世寺院の存立のあり方の研究」という二つの潮流に分類し、その成果を述べた。その結果、この二つの研究潮流が交流を全く持たなくなってしまうという問題点を指摘できる。

○本論文では、②の潮流である「中世寺院の存立のあり方の研究」で得られた寺院社会に関わる豊富な実証的成果に学びつつ、「中世寺院社会の存立のあり方」がどのようにして形成されてきたのか、を明らかにしたい。すなわち、個々の僧侶や法流が生き抜くための営み＝「政治」のあり方を明らかにすることで新知見をもたらしたい。

○個々の僧侶や法流が生き抜くための「政治」の対象には武家政権も含まれる。①の潮流「中世国家と仏教との関係の研究」では、寺院社会が武家政権に影響を受け、編成されていく側面が強調されてきたが、個々の僧侶や法流独自の志向性を明らかにすることによって、中世寺院社会側のあり方に武家政権が依拠し、また規定されてきた側面を明らかにできるのではないだろうか。

○さらに、中世寺院社会研究に政治史的視角を導入することによって、中世寺院社会と武家政権との関係を動的に明らかにし、離れてしまった中世寺院研究の二つの潮流を結びつけることが本論文の目的である。

3 論文の構成と概要

第一部「醍醐寺三宝院流と鎌倉幕府」には2本の論考を収録した。

第一章「醍醐寺座主職の変遷にみる寺院社会の政治性」

10世紀から14世紀にかけての醍醐寺座主職の変遷過程を動的に再検討し、当該期における醍醐寺座主の変遷について、以下のような詳細な時期区分を行った。

①合議によって座主を選出した10～11世紀初頭 ②円滑な座主選任のために師資相承が導入された11世紀 ③白河院と村上源氏が醍醐寺を媒介に結合する政治状況に連動して、村上源氏出身の三宝院流嫡流が醍醐寺座主職に就任した11世紀末～12世紀中葉 ④後白河院と結託した勝賢が村上源氏出身の三宝院流嫡流を排除し、三宝院「嫡流」と座主職を獲得し、勝賢流の三宝院嫡流が座主職に就任した12世紀中葉～13世紀初頭 ⑤成賢が弟子を中継ぎの座主職に差配する「検校」として活動し、三宝院流嫡流＝座主職という図式に反発する「衆徒」に対抗した13世紀前葉 ⑥醍醐寺座主＝三宝院嫡流という図式を相対化する醍醐寺内外の認識を背景に、金剛王院院主による醍醐寺座主補任が実現した13世紀第二四半期 ⑦三宝院門徒から再び座主が輩出されたが、三宝院流自体が三宝院流・地藏院流・報恩院流に分裂し、座主職を「遷代之重職」として「清選」するべきだという主張が出現し、また寺内の分裂状況の調停を醍醐寺側から鎌倉幕府に期待する状況が形成された13世紀第三四半期 ⑧座主が諸院家から輩出され「遷代」の職たる様相を呈した13世紀末～14世紀前葉 ⑨足利尊氏に密着した三宝院賢俊によって三

宝院流＝醍醐寺座主という図式が再度構想され、満濟の時期にこの構想が定着した14世紀前葉～14世紀末葉

この時期区分によって、三宝院流が醍醐寺座主を独占する志向と、「合議」あるいは「清選」によって座主を選任しようとする志向のせめぎ合いが、醍醐寺内において4世紀にわたって繰り広げられていたこと、院権力・武家政権との政治的連携による座主職獲得の方法もあり得たこと、醍醐寺内部の問題を解決するため、あるいは自己の立場を優位にするために鎌倉幕府権力や鎌倉幕府関係者が寺内に呼び込まれていたことが明らかになった。

第二章「醍醐寺地蔵院親玄の関東下向―鎌倉幕府勤仕僧をめぐる一考察―」

平雅行氏によって鎌倉期の「幕府僧」の代表格として位置づけられた醍醐寺地蔵院親玄の具体的な活動をトレースした。そして、親玄のアイデンティティはあくまでも醍醐寺僧であるという点にあったこと、親玄は醍醐寺内での成賢流としての正統性を確立して座主職を獲得するため、幕府に奉仕してその支持を引き出すとともに、公家にも奉公しているという意識を保ち続け、座主職獲得のために院や法親王との密接な関係を形成していたことを明らかにした。これらの事実は、「幕府僧」と呼ばれてきた存在に対して幕府が必ずしも積極的な支援を行ったわけではなく、彼ら僧侶の政治的志向によって幕府の援助が呼び込まれたのが実態であったこと、しかも幕府の援助は万能ではなく、あくまでも一つの手段であったことが明らかになった。

第二部「地蔵院親玄流の展開と室町幕府」には3本論考を収録した。

第三章「南北朝初期における地蔵院親玄流と武家護持」

親玄の嫡弟地蔵院覚雄および同門の親玄流僧侶たちの動向をトレースし、親玄流の主体的な活動に室町幕府祈禱が依拠する実態を浮き彫りにした。覚雄は、南北朝内乱という戦争状況に規定された武家の祈禱要請に巧みに応え、京・鎌倉双方での祈禱活動を通じて、親玄流を武家護持を担う門流に仕立て上げた。覚雄たちによる武家護持活動は、親玄の活動の延長線上にあるようにみえるが、それは鎌倉幕府祈禱における親玄の先例を継承することを要求する覚雄たちの政治によって現出した現象であり、室町幕府の政策志向によるものではないこと、そもそも内乱期の室町幕府には統一的・総合的な寺院政策・宗教政策は存在せず、祈禱を通じた戦争参加も含めた武家護持によって自己の所属する門流の優位性を確立しようとする寺院社会の動きに依拠していたのが実情であったことを明らかにした。

第四章「南北朝内乱と清浄光院房玄」

①建武政権崩壊から室町幕府成立に至る政治的変動に対する僧侶・寺院の対応の実態を明らかにする、②南北朝内乱期における南朝と寺院社会の関係の実態を明らかにする、という検討課題に答えるため、親玄の傍流門弟清浄光院房玄の活動を詳しく追跡し、以下の流れを確認した。

傍流としての位置が確定した房玄は自らの活路を開くため、師匠親玄と後宇多法皇の関係を「由緒」として大覚寺にアピールすることで主体的に大覚寺門主性円に接近した。大覚寺側は、鎌倉幕府とのコネクションを持つ地蔵院流門徒房玄の能力を必要とし、両者の連携が成立した。この関係を利用して房玄は建武政権に働きかけ、自らの地位を後醍醐天皇「護持僧」クラスに引き上げることに成功した。建武政権から足利氏が離脱して南北朝内乱が勃発すると、房玄は北朝方の大覚寺新門主のもとで武家方祈禱を行い、武家方であることをアピールするが、南朝との交流も続けていた。室町幕府も寺院社会の人々も、南朝の

人々と交流を続ける房玄の行動を問題視していなかったのである。

第五章「室町期における「都鄙」間交流—寺院社会から考える—」

研究史上、京都の寺院社会と鎌倉の寺院社会との関係は、鎌倉期には密接に関係・連動していたが、14世紀後半以降は「自己完結化」していくと理解されている。しかしそれは実証に基づく見解ではないことに問題点があると考えられる。本章では、室町期の寺院社会における京・鎌倉間の交流のあり方を明らかにするため、親玄流の僧侶たちの動向を跡づけた。

南北朝初期の醍醐寺地藏院覚雄は、京と鎌倉を移動し、それぞれの場所で武家祈禱を勤仕することで室町幕府との関係を形成した。覚雄の嫡弟道快（聖快）には関東下向の徴証はないが、聖教を京・鎌倉に分置しており、京・鎌倉を「都鄙」という概念で結びつけ、関東における諸権益も建武以来の武家護持の象徴として維持する志向を見せていた。また、京都・鎌倉の「親玄流」門弟の連携も確認できる。

14世紀後半に鎌倉府のもとで活動した遍照院頼印の法流認識を検討した結果、頼印は、京都「親玄流」を鎌倉「親玄流」の上位に置き、三宝院流の道具・聖教の収集などあらゆる手段を駆使して京都「親玄流」の要素を手中に収めようとしたことが明らかとなった。その動向は京都「親玄流」とつながりつつ関東独自の「親玄流」を形成するものである。

室町期の地藏院親玄流の人々は、京・鎌倉での活動を「都鄙」という言葉で表現し、つながりを意識していた。室町期における寺院社会は、京都・鎌倉間の分化とつながりを具有する概念として「都鄙」という用語を使用していたのである。

4 結論

以上、5章にわたる検討から、10～14世紀までの中世寺院社会は、決して静態的・固定的な社会でなく、個々の僧侶・法流による政治的な判断によって先例が選択されることによって変容する要素を具有した、流動的な社会であったことが明らかになった。そして、この流動性を内包する寺院社会のあり方は、武家政権の寺院社会との関わり方を規定することになった。

本論文で素材とした地藏院親玄流を軸として、中世寺院社会と武家政権の関わり方のあり方を整理すると以下ようになるであろう。鎌倉期における寺院社会と鎌倉幕府との関わりは、寺院社会側が自己の権益を確保・維持・回復するため鎌倉幕府の能力を一つの選択肢として利用するというものであった。南北朝期における寺院社会と室町幕府の関わりは、恒常的な戦争状況のもとで寺院社会と武家政権がより密接な関わりを持つという点で鎌倉期との違いを見いだすことができる。しかし、武家政権側には、寺院社会を祈禱という戦争行為に参加させるという、切実ではあるが単純なビジョン以上のものは存在しなかった。むしろ武家政権が必要とする祈禱を提供する過程で、寺院社会側は祈禱行為を自らの立場を確立し、権益を維持・拡大・回復する手段として利用したのである。鎌倉・南北朝期の寺院社会は、流動性を内包するがゆえに高い政治的センスを備えた社会であった。寺院社会の人々は、武家政権の持つ影響力という外在的な要因と、寺院社会内部に存在する流動性という内在的な要因とを結びつけ、自らの社会における新たな位置づけを獲得するしたたかさを持っていたのである。

論文審査の結果の要旨

中世における寺院社会（個別寺院、寺院群）は、本来の宗教的な役割とは別次元に、時代の政治・経済・文化に多大な影響を与える社会組織として機能した。そこで寺院社会史を検討する上で、その宗教的機能や組織的存続に焦点を置く研究と、世俗社会における寺院社会の役割に焦点を置く研究とが併存することは当然と言えよう。この両様の寺院社会史研究が、各々関わりをもつことなく併行して進められてきたという近年の傾向がある。本論文は、この研究動向を見据え、歩み寄りの少ない研究の二つの流れに、積極的に接点をつくろうとの意図のもとに執筆された。具体的には、鎌倉・南北朝・室町時代において、京都・鎌倉（「都鄙」）という政治的空間と、寺院の法流・寺職という宗教的権威の、その狭間で生き抜いた東密正統の三宝院流を伝える醍醐寺僧の姿を通して、政治権力と寺院社会との関係を検討したものであり、原稿枚数は582枚（四百字詰）を数える。そこで以下に、本論文の概要を掲げることにしたい。

序章

第一節 研究史の軌跡

第二節 本論文の目的

第三節 本論文の構成

第一部 醍醐寺三宝院流と鎌倉幕府

第一章 醍醐寺座主職の変遷にみる寺院社会の政治性

第一節 合議から譲与へー初代観賢～第十三代定賢ー

第二節 三宝院流嫡流と醍醐寺座主職の結合

ー第十四代勝覚～第十七代明海ー

第三節 差配される座主職ー勝賢・成賢の時代ー

第四節 金剛王院院主の座主補任

第五節 憲深の座主補任とその後

第六節 遷替の職

第二章 醍醐寺地藏院親玄の関東下向

ー鎌倉幕府勤仕僧をめぐるー考察ー

第一節 親玄の関東下向

第二節 親玄が抱える二つの相論

第三節 親玄と鎌倉・京都

第二部 地藏院親玄流の展開と室町幕府

第三章 南北朝初期における地藏院親玄流と武家護持

第一節 地藏院覚雄による武家護持の契機

第二節 武家祈祷における「在鎌倉」の意味

第三節 地藏院覚雄からみる武家護持

第四章 南北朝内乱と清浄光院房玄

第一節 房玄の親玄流における位置

第二節 大覚寺統・建武政権とのつながり

第三節 室町幕府との関係のあり方

第五章 室町期における「都鄙」間交流

—寺院社会から考える—

第一節 「親玄流」による鶴岡八幡宮別当の継承

第二節 遍照院頼印の「親玄流」としての自己意識

第三節 頼印と地藏院院主

終章

第一節 本論文の概要

第二節 結論

序章では、近年の中世寺院史に関わる先行研究を、黒田俊雄氏に代表される「国家と仏教」と、網野善彦氏を始めとする寺院社会の独自性にこだわる「寺院の存立」という二つの研究潮流として捉え、接点をもつことの少なかった両者に共通する課題から、その接合を試みようとの問題提起がなされる。

第一部は、醍醐寺座主職の歴代から、鎌倉時代の座主職補任における幕府と寺僧との関わりを動的に考察する第一・二章から構成される。

第一章で、創建期から室町時代初頭に至る座主職補任の実態を詳細にたどり、近年の醍醐寺研究では検討されなかった、歴代座主職の補任と選任基準の変遷、その背後にある院・武家権力との連携の実態が解明される。特に三宝院流歴代の師資相承により醍醐寺座主が独占されるという原則が、政治権力との関わりの中で動揺しながらも、幾度も回顧・復権された史実が明らかとなった。本論文において第一章は、構想的にも実証的にも最も充実した内容となっており、今後の当該研究に貴重な知見を提供するものである。

第二章では、鎌倉に下向し幕府の祈祷を担う醍醐寺地藏院親玄の、座主職補任に至る経緯をたどりながら、幕府の宗教政策に基づく推挙・補任という先行研究の見解に批判を加え、京都・鎌倉を宗教活動の場として一体的に捉え、幕府権力を積極的に利用した醍醐寺僧の自立性を強調する。

第二部は、室町幕府の祈祷体制を生み出した寺院社会の主体性を、醍醐寺僧の活動を通して論証する第三・四・五章から構成される。

第三章は、草創期の室町幕府と寺院との関わりを、醍醐寺地藏院親玄の嫡弟である同院覚雄の鎌倉諸寺における住持就任と、京都・鎌倉にわたる武家護持の祈祷活動を通して、南北朝という時代に継承される「関東」護持の記憶のもとで、寺院社会が幕府に対して積極的な姿勢をもつ実態を明示した。

第四章では、寺院社会において法流の正統を相承する貴種とは別に、「傍流」に属しながら法流の存続を支える庶弟に注目し、その生き様をたどる。地藏院親玄の弟子である醍醐寺清浄光院房玄は、確たる出自をもたぬ庶弟として嫡弟覚雄の幕府祈祷を補佐し、鎌倉幕府滅亡後には大覚寺の歴代門跡に接近し、建武政権さらに北朝に自らの居所を得ながら祈祷活動を継続する行動的な生涯を送った。この房玄の変転に富

む生涯こそ、世俗権力に対する寺院社会の一つの姿勢を示すものであろう。

第五章は、京都と関東との距離が広がるとされる室町時代においても、「都鄙」と表現される京都・鎌倉が依然一体として認識されたことを明らかにする。鎌倉と関東の諸寺別当職を兼帯する地藏院覚雄の嫡弟道快は、自ら継承する「親玄流」にこだわり、「都鄙」にわたる武家護持の祈禱を継承した。

以上の五章にわたる考察を踏まえ、終章において、序章で提起した二様の研究潮流の接点となる、寺院社会のもつ即事性・柔軟性を強調する。専ら祈禱の効験のみを求める幕府は、常に確固たる寺院政策を備えていたわけではなく、祈禱を拠り所として時代に即応した寺院社会の働きかけを受け自らの政策を定めるといふ現実があり、ここに聖俗両界の関係の実態とともに、研究潮流が交差する実相が見られるとする。

論文審査の要旨と結果

上記の内容をもつ本論文について、その評価すべき成果を掲げることにしたい。

第一に、徹底的に当該分野の先行研究を検証し、その評価・継承の上で独自の研究視角を設定した点があげられる。特に「国家と仏教」・「寺院の存立」という二様の研究潮流を措定し、その両者を統合しようという試みは注目すべきである。

第二に、先行研究において未解決な問題点を抽出し、積極的に自分なりの決着をつけようとする研究姿勢は高く評価できる。特に近年の醍醐寺研究において確認された座主職補任の原則、先行研究で常識化されている「幕府の宗教政策」等について、前提となる史実の確定と検証が丹念になされており、結果として議論の精度を高めることになった。

第三に、新たな史料群を蒐集し、「東寺宝菩提院三密蔵聖教」等の貴重な素材により新たな論点が提示されたことは特筆すべきである。特に「三密蔵聖教」については、原本閲覧が困難なため、長年にわたり大正大学図書館のマイクロフィルムから着実に筆耕を積み上げ、見るべき成果を得た。

第四に、座主職補任の経緯と補任原則の推移（第一章）、座主職をめぐる寺内院家の相克（第二章）、清浄心院房玄に見られる法流庶弟の生き様（第四章）を始め、中世の醍醐寺史研究に付加された新たな史実は枚挙に遑ない。

本論文の価値は以上の諸点にとどまるものではない。研究史の停滞を打開しようとの積極的な姿勢のもとで解明された知見を数多く盛り込む本論文の、寺院社会史としての完成度は高いと確信する。

さて平成 23 年 12 月 6 日に、本論文をめぐる公開審査会が開催され、その場において審査委員から様々な疑問・批判が寄せられた。その主なものとして、二様の研究潮流を接合しようとの意図のもとで積み重ねられた検討の結果が、果たして従来の弊害を完全に克服し得たのかという疑問があり、今後もその継続的な検討作業が求められた。次に政治権力と寺院との動的な関係を考えるにあたり、幕府のみの検討では不十分で、女院を含む公家への配慮が不可欠であるという批判・助言があった。さらに第一章で取り扱った醍醐寺座主職の実質的な機能と交替の意味、また第五章で主に用いられた「都鄙」の用法とその意味について、より丹念な説明が求められた。このような疑問・批判のもとで質疑応答がなされ、当面解決すべき問題点が明らかにされた。

しかしながら、これらの問題点は措いても、本論文がもつ学問的な価値が極めて高いことは、審査委員の一致した意見であった。以上の審査結果により、本審査委員会は本論文が博士論文としての学問的な水準を十分に備えるものであり、博士（文学）の学位授与に値すると判断し、本研究科委員会に報告する。

氏名	駒 久美子
学位の種類	博士(学術)
学位記の番号	甲第140号
学位授与年月日	2011(平成23)年3月21日
学位授与の条件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	幼児の集団的・創造的音楽活動に関する研究—応答性に着目した即興の展開—
論文審査委員	主査 教授 坪能 由紀子 副査 教授 川上 清子 教授 吉澤 一弥 和洋女子大学教授 鈴木 みゆき 東京藝術大学名誉教授 名古屋芸術大学客員教授 山本文茂

論文の内容の要旨

研究の背景

創造的音楽活動は、小学校音楽教育では小学校学習指導要領、領域「A表現」において「音楽づくり」として取り入れられている。また、諸外国においてもアメリカ合衆国やイギリスなど欧米諸国のカリキュラムや、中国や韓国など東アジア諸国のカリキュラムにも創造的な音楽活動に関わる文言が見られ、積極的に学校教育に取り入れられていることがわかる。

筆者自身は、1996年のイギリスでのフィールドワークを契機として、創造的音楽活動に関わるワークショップや研究会に参加したり、児童合唱団や中学校、高等学校、大学まで、自ら多くの創造的音楽活動を行ったりしてきた。修士論文では、幼児を対象とした実験的な音楽活動の分析を行ったが、次第に幼児期の創造的な音楽活動に関心を持つようになった。こうした経験をふまえて、子どもの創造的音楽活動に関するこれまでの研究を俯瞰してみると、小学校での実践報告や研究は多数見られるものの、幼稚園における実践研究はほとんど見られなかった。このような背景のもと、出会ったフィールドが東京都内にある私立S幼稚園である。筆者は数名の音楽教育研究者らとともに、2005年度から継続して幼児の創造的な音楽活動に関する実践と研究を行ってきた。多くの実践に携わるなかで、幼児が活動のリーダーと即興で音楽的なやりとりを楽しんだり、集団のなかで他児の音に反応したりして、音楽活動が広がっていく様子を観察し、記録するにつれ、こうした「即興的な音楽的やりとり」すなわち、創造的音楽活動を「応答性」に着目して分析することが、幼児集団による音楽活動を活性化するひとつの手だてとなり得るのではないかと考えた。そこで、本研究では実践事例の分析を通して幼児の集団的・創造的音楽活動の一端を「応答性」をひとつの手だてとして探ることとした。

研究の目的

本論文では、なぜ幼児の創造的な音楽活動に着目することが重要なのか、そして集団的な音楽活動において応答性がどのような意味を持ち、それが即興とどのように関わるのか、を明らかにすることを目的とする。

研究の構成

本論文は、全6章及び文献、資料から構成される。序章では、本研究の背景、目的について述べた。第1章では、創造的な音楽活動がどのように考えられてきたのか、3節にわけて論じた。まず第1節では、「創造的な音楽活動」を「子どもを音楽を生み出す存在として認識し、自ら音を探し自由に創作する活動」と定義し、創造的な音楽活動を歴史的に俯瞰した。さらに、幼児教育では創造的な音楽活動がどのように取り入れられてきたのか概観し、幼児教育におけるその問題点を明らかにした。こうして見出された問題点をふまえ、第2節では幼稚園教諭（以下、保育者とする）を対象として幼稚園における音楽活動に関する質問紙調査を実施した。ここでは、幼稚園における音楽活動の現状と保育者の音楽指導に関する意識との関係を検討することによって、創造的な音楽活動がどのように行われているか、また創造的な音楽活動に対する保育者の意識とはどのようなものかを明らかにした。さらに第3節では、保育者を育成する保育者養成機関では、どのように創造的な音楽活動に取り組んでいるのか、ある保育者養成機関における試みを通してその問題点を明らかにした。以上、第1章において、歴史的俯瞰と質問紙調査、実践研究を通して、創造的な音楽活動がどのように考えられてきたか述べた。

第2章では、本論文における実践研究を支える理論的枠組みと研究方法について述べた。まず第1節では、本論文において着目する「応答性」について概念を整理した。その上で、第2節では実践研究を読み解く枠組みとして、集団という社会的な環境のなかで、その集団に属する個々人がどのように創造性を育むことができるのか、創造性を社会文化的アプローチから捉えた Csikszentmihalyi の「創造性システムモデル」を理論的枠組みとした。さらに、集団による即興がどのように創造性を生み出すのか、集団的な即興の重要性に着目した Sawyer の「即興的な会話」に焦点をあてた。第3節では、実践研究で用いる研究法と、対象、フィールドの概要について述べた。以上を通して、第3章における実践研究を読み解く礎とした。

第3章では、幼稚園における集団的・創造的な音楽活動から4事例を取り上げ、応答性に着目して分析・考察した。まず、第1節では、リーダーと幼児の1対1による太鼓（ジャンベ）を用いた即興的応答の分析を試み、幼児の自発的な音楽的表現がリーダーの援助によってどのように変容していくか、その過程をたどった。第2節では、幼児対幼児による「即興的な会話」の事例を取り上げ、即興であるがゆえに「予測不可能」な会話が、どのように協同的・創造的所産を生み出していくか分析を試みた。第3節では、第1節、第2節とは異なって、応答し合う相手が予め決まっていない事例を取り上げた。ここでは、集団による自由な即興の場で、ある一定のリズムパターンを持続させながら、幼児たちがどのように応答し合うか、その過程をエピソード記述の分析によって明らかにした。さらに、第4節では、集団的な即興において、いくつかの応答が同時に生まれるような環境設定を行い、そうした応答的な即興がどのように音楽全体をつくることができるのか、それにより応答的な即興が幼児の創造性をどのように育むのか明らかにした。

第4章では、第3章における実践事例の分析と考察をふまえ、幼稚園における集団的・創造的音楽活動がどのように幼児の創造性を育むのかを総合的に論じ、創造的音楽活動において応答性と即興がどのような意味を持つのか、新たな理論的モデルの構築を試みることによって明らかにした。そして、終章において結論として本研究全体の成果を要約し、今後の課題を述べた。

論文審査の結果の要旨

論文の内容

子どもたち自身が身のまわりのすべての音を使って音楽をつくる活動、すなわち「創造的音楽活動」は、1960～70年代にかけてアメリカ、イギリスなどで開発されて全世界に広がり、日本でも1989年に告示された学習指導要領に「音楽をつくって表現する活動」として導入された。現在では小学校では「音楽づくり」、中学校・高等学校では「創作」として、2008年告示の新学習指導要領にも取り入れられている。創造的音楽活動の実践は小学校を中心に、中学校や高等学校にも広く見ることができるが、幼児教育においては、幼稚園教育要領の領域「表現」に創造性の育成がかかげられているものの、実践、研究とも極めて希薄であるというのが現状であった。

本論文は、これまであまり焦点が当てられてこなかった、幼児教育分野における創造的音楽活動を事例としたものである。東京都内の私立S幼稚園をフィールドとし、幼児たちとの集団的、即興的な創造的音楽活動の実践案を自ら提案・開発し、自ら幼児との活動を行いつつ、参与観察を通して「応答性」を視点として分析し、幼稚園における創造的な音楽活動の意味を考察した。

本論文は全6章から構成されている。

序章では本研究の背景、目的について述べる。

第1章では、創造的な音楽活動がこれまでどのようにとらえられてきたのかを論じている。すなわち創造的な音楽活動を歴史的に俯瞰し（第1節）、次いで幼稚園教諭を対象とした質問紙調査によって、今日の日本において創造的な音楽活動がどのようにとらえられてきたかを明らかにし（第2節）、最後に保育者養成における創造的な音楽活動への取り組みの現状を分析した（第3節）。

第2章では、本論文における実践研究を支える理論的枠組みと研究方法について述べている。第1節では本論文のキーワードである「応答性」の概念について整理し、第2節では本論文の理論的枠組みとして、チクセントミハイの「創造性システムモデル」とソーヤーの「即興的な会話」に焦点をあてて分析・考察を行った。第3節では、実践研究で用いる研究法、対象、フィールドの概要について述べた。これらを通して第3章における実践研究を読み解く礎とした。

第3章では、幼稚園における集団的・創造的音楽活動から4事例（第1節～4節）を取り上げ、応答性に着目して分析・考察した。第1節の事例は、リーダーと幼児の1対1の、太鼓を用いた即興的な応答である。幼児の自発的な音楽表現が、リーダーの音楽的な援助によってどのように変容していくかを、主にそこで作り上げられる音楽を分析することによってたどった。第2節では幼児対幼児による即興的な会話の事例を取り上げ、即興であるがゆえに「予測不可能な会話」が、どのように協同的・創造的所産を生み出していくかを分析した。第3節では1クラス全員の幼児集団の活動場面を取り上げた。集団的な自由

な即興の場で、幼児たちがどのように応答し合い、新たな音楽を共有し、それを持続させていくかを、エピソード記述の分析によって明らかにした。さらに第4節では、多くの楽器を用いて、いくつかの応答が同時に生まれるような環境設定における、多層化された応答的な即興の創造過程を見た。

第4章では、第3章の事例研究をふまえて、幼稚園における集団的・創造的音楽活動がどのように幼児の創造性を育むのかを総合的に論じて、新たな理論的モデルの構築を試み、終章での結論と今後の課題へとつなげた。

審査委員会の見解

1 雑誌『幼児と教育』等の歴史的 content 分析、保育者の意識調査の分析と解釈は、幼児教育における創造性育成の現状認識のためのオリジナルデータとして大きな価値を持ち、本研究の基礎を形づくっている。

2 5年間に及ぶS幼稚園での実践活動から得られたフィールドノーツを詳細に分析し、子どもの創造した音楽構造の特質を理論化した研究の方法には、独自性・妥当性がみとめられる。

3 実践活動、とりわけ音楽リーダーとサポーターを組み込んだ活動の内容と方法には、子どもたちの即興的・創造的音楽表現をこれから広げていくための、大きな可能性を見出すことができる。

結論

研究方法の独自性、結論の妥当性、教育実践への展開の可能性など、本研究は学位論文としての条件を十分に満たしており、幼児教育分野における今までにない創造的音楽活動の研究として高く評価され、全員一致で博士（学術）授与に値する内容であると判断した。

氏名	Phan Nguyen Thanh Binh
学位の種類	博士(学術)
学位記の番号	甲第141号
学位授与年月日	2011(平成23)年3月21日
学位授与の条件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	Study in biochemical and nutritional prospects of inflammation for predicting type2 diabetes and cardiovascular disease
論文審査委員	主査教授 丸山千壽子 副査教授 佐藤和人 教授 本間健 自治医科大学教授 川上正舒

論文の内容の要旨

全世界的な糖尿病患者の増加、特に東南アジアを含む開発途上国における急速な患者の増加が問題とされている。ベトナムにおいてもその対策が必要であり、その為には、発症の予測因子および予防手段の探索が必要である。西欧の先進国では幾つかの危険因子や感受性遺伝子が提唱されているが、その多くは、肥満に伴う炎症性シグナル経路の活性化が2型糖尿病発症と関連するというものである。しかし、ベトナム人のように必ずしも高度肥満を示さない集団においてもこれらの因子が同様な意味をもつかどうか不明である。そこで本研究は2型糖尿病および心血管疾患の1次予防あるいは2次予防対策に有用な予測因子の発見と、予防効果のある食事関連環境因子を発見することを目的とした。

研究の焦点は炎症にあて、1) 炎症性マーカーとされている循環血液中のNO_x濃度がインスリン抵抗性と耐糖能異常についても有用なマーカーであるか否か、2) PPARG2 遺伝子の rs1801282 多型頻度が2型糖尿病発症リスク要因として関連するか、3) 食事由来ポリアミン摂取が心血管疾患予防に有益か否か、4) 循環血液中のNO_x濃度はポリアミンであるスパーミン投与による炎症と免疫応答における効果と関連するかについて検討した。

本論文は序論、本論(1-4章)、結論から構成される。

序論では既報をレビューし、炎症性因子に着目する意義を述べて仮説を立てた。

第1章では、ベトナム人を対象とした population study を行い、循環血液中のNO_x濃度がインスリン抵抗性あるいは耐糖能異常の予測因子となり得るかを検討した。対象集団の血中NO_x濃度は糖尿病患者においてのみ上昇が認められ、糖代謝異常を呈する群では上昇がなく、血漿NO_x濃度はベトナム人の2型糖尿病ハイリスク者検出のための有用なマーカーとはいえないという否定的な結論を得た。

第2章では、第1章と同一集団を対象として2型糖尿病感受性遺伝子として転写因子の1つである

PPARG2Pro12A1a 多型に注目し、耐糖能異常との関連を検討した。PPAR γ 遺伝子で糖尿病発症に対して保護的に働くとされているこの多型の発現頻度は極めて低く、ベトナム人の患者群と正常対照群の間で差が無いことを示し、既報と異なる結果を得た。

第3章では、環境因子として重要な栄養摂取について、最近一部で注目されはじめた抗炎症作用を有するとされるポリアミンを取り上げ検討した。食事摂取については国連食糧農業機関 (FAOSTAT) のデータを用い、平均余命、疾患罹患率については WHO の統計情報システムを用いて相関解析を行った。ポリアミンのうち特にスペルミンの摂取量と平均余命が正の相関を示し、心血管疾患の罹患率と逆相関していることから、ポリアミン摂取と心血管疾患の関連が示唆された。

第4章では、動物実験により、細菌エンドトキシンによる腸管における細菌移行試験モデルでの検討を行った。本研究では、ポリアミンは仮説に反して腸管粘膜の免疫能を低下させ、細菌移行を亢進させていた。したがってポリアミンは生体にとって必ずしも有益な作用を示すとは言えないという結果となった。しかし一方で、投与条件や種によりスパーミンの抗炎症作用発現が異なること、血中 NO x 濃度がスパーミンの免疫抑制効果を間接的に反映するバイオマーカーである可能性が示された。

結論として、本研究では肥満者の少ないベトナム人では炎症に関連するとされている血漿 NO x 濃度と PPARG2Pro12A1a 多型は糖尿病の予測因子の候補とならないことを明らかにした。また、食事性スペルミンは統計的解析では心疾患死亡率との関連を示唆するが、生体レベルの検討では炎症との関連は確定的でなくさらに検討の余地があることを明らかにした。

論文審査の結果の要旨

全世界的な糖尿病患者の増加、特に東南アジアを含む開発途上国における急速な患者の増加の問題から、ベトナムにおいてもその対策が必要であり、その為には、発症の予測因子および予防手段の探索が必要である。西欧の先進国では幾つかの危険因子や感受性遺伝子が提唱されているが、その多くは、肥満に伴う炎症性シグナル経路の活性化が2型糖尿病発症と関連するというものである。ベトナム人のように必ずしも高度肥満を示さない集団においてもこれらの因子が同様な意味をもつかどうかはこれまでに明らかにされていない。

本論文では2型糖尿病および心血管疾患の予測因子を見出し、これらの疾患の1次予防あるいは2次予防に役立てたいとの意図から調査および実験研究に取り組んだものである。研究の焦点は炎症にあて、循環血液中の一酸化窒素代謝物 (NO x) が炎症性疾患のマーカーとして注目されていること、さらに PPARG2 が脂肪細胞の分化、インスリン作用、糖代謝と炎症に重要な役割を果たしていることが知られていることに着目している。また、最近炎症との関連で注目され始めた環境因子としてのポリアミン摂取の影響について新たに検討している。

本論文は4章から構成されている。

第1章では、循環血液中の NO x 濃度がインスリン抵抗性あるいは耐糖能異常の予測因子となり得るかを検証するために、ベトナム人を対象とした population study を行った結果を示している。NO x については糖尿病患者においてのみ上昇が認められ、糖代謝異常を呈する群では上昇がなく、血漿 NO x はベトナム人

の2型糖尿病ハイリスク者検出のための有用なマーカーとはいえないという否定的な結論を得ている。

第2章では、第1章と同一集団を対象として2型糖尿病感受性遺伝子として転写因子の1つであるPPARG2Pro12A1a多型に注目し、耐糖能異常との関連を検討したものである。PPAR γ 遺伝子で糖尿病発症に対して保護的に働くと考えられているこの多型の頻度は極めて低く、ベトナム人の患者群と正常対照群間で差が無いことを示している。

第3章では、環境因子として重要な栄養摂取について、最近一部で注目されはじめた抗炎症作用を有するとされるポリアミンを取り上げ、食事摂取については国連食糧農業機関（FAO/STAT）のデータを用い、平均余命、疾患罹患率についてはWHOの統計情報システムを用いて解析している。ポリアミンのうち特にスペルミンの摂取量と平均余命が正の相関を示し、心血管疾患の罹患率と逆相関することを示し、ポリアミンと心血管疾患の関連を示唆している。

第4章では、動物実験により、細菌エンドトキシンによる腸管における細菌移行試験モデルでの検討をしている。これでは、ポリアミンは仮説に反して腸管粘膜の免疫能を低下させ、細菌移行を亢進することを示し、この観点からはポリアミンは生体にとって有益な作用を示すということとは言えないという結果となっている。しかし一方で、投与条件や種によりスペルミンの抗炎症作用発現が異なること、血中NO $_x$ 濃度がスペルミンの免疫抑制効果を間接的に反映するバイオマーカーである可能性を示している。

この論文は、画期的な新知見を提唱したものとはなっていないこと、博士論文としては検討された4つの課題の関連性について論理にやや飛躍がみられるなどの問題点が残るが、ベトナムで急激に増加している糖尿病をはじめとする生活習慣病の予測因子を明らかにし、効果的な予防施策へ反映させたいとする著者の意図が明確である。また研究に先立ち、膨大な既報のレビューを行って仮説を立てている。研究方法も、疫学調査から動物実験的研究まで多様かつ高度の技術を要する方法について、短期間に精力的に取り組んでいることは高く評価できる。得られた成果の意義は今のところ確定的ではないが、それぞれの研究結果自体は新しい情報であり、特に第一章と第二章の研究はベトナムにおける調査としては初めてのデータであり、ベトナムにおける健康対策の策定にとっては極めて有用なものである。その着眼点、調査手法、実験手法等大変優れていると判断され、今後の展開が期待されるものである。

以上のことから、研究目的の重要性、研究方法の妥当性、研究内容の独創性などの観点から審査したところ、総合的に博士論文として十分な内容に到達していることから、博士の学位を授与するに値すると判断し、報告する。

氏名	近藤ふみ
学位の種類	博士(学術)
学位記の番号	甲第142号
学位授与年月日	2011(平成23)年3月21日
学位授与の条件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	保育所における食事・午睡・あそびの行為と面積に関する研究
論文審査委員	主査 教授 定行 まり子 副査 教授 篠原 聡子 教授 岩崎 洋子 白梅学園大学学長 東京大学名誉教授 汐見 稔 幸

論文の内容の要旨

近年、著しい少子化にも関わらず、保育所の需要は高まり続けている。平成22年4月現在、3歳未満児の22.8%、3歳以上児の41.7%が認可保育所に通っており、200万人を超える子どもが保育を受けている。一方、認可保育所を希望しながら入所できない子どもは2万人とも4万人とも言われている。認可保育所の施設設備は、児童福祉施設最低基準(以下「最低基準」とする)により、乳児および2歳未満児1人につき3.3㎡または1.65㎡、2歳以上の幼児1人につき1.98㎡という面積基準で規定されているが、昭和23年に制定されてから60年以上にわたって質の向上を図る見直しが行われておらず、今日において、利用している乳幼児の発達に適したものではないという指摘もされている。今後の保育所整備においては、量的な充足もさることながら、発達段階の異なる子どもが集団で一日の大半を過ごす生活の場であることを踏まえ、子どもが健やかに育つための環境を整えることが重要である。

本研究は、基本的な生活行為である「食事」と「午睡」に着目し、それぞれの行為を十分に行うために必要な面積を明らかにする。その上で、現行の面積基準と比較し、今後の保育所整備の方向性を探ることを目的とする。さらに、「食事」「午睡」と同等に重要な行為である「あそび」についても面積の観点から考察し、より豊かな保育環境のあり方について検討する。なお、乳幼児期の子どもの発達を考慮し、乳児期として0歳児クラス、幼児期として4歳児クラスの子どもを主な研究対象とする。

第一章では「序論」として、研究の背景と目的について述べ、既往研究の分析および本研究の位置付けを行った。

第二章では「保育所の環境・空間の実態」として、アンケート調査(配布数4,097票、回収数1,728票、回収率42.2%)の結果から、全国認可保育所の施設環境と保育の実態の概況を把握した。これにより、多くの保育所で、クラス人数は保育士配置基準、1人あたり面積は面積基準をひとつの目安としていることが推察された。また、「食事～着替え～午睡～着替え～補食」という一連の行為が保育所で過ごす時間の約

3分の1を占める重要な要素であることが明らかになった。次に、食事から午睡にかけての空間の使われ方に着目した観察調査を行った。食事と午睡を同じ部屋で行う「食寝同室型」と、食事と午睡を別の部屋で行う「食寝別室型」に分類し、考察した。その結果、食事と午睡を中心とした基本的生活行為を集団として、かつ個別的に支障なく営むための視点として「各自のペースで食事と午睡をすることができるか」「食事から午睡にかけての移行をスムーズに行うことができるか」「衛生面、設備面において充実した環境を提供することができるか」という3点が重要であり、「食寝別室型」のうち食事専用室をもつタイプが特に有効であることが明らかになった。

第三章では「保育所における生活行為と面積」として、食事と午睡を十分に行うために必要な物理的環境要素について考察した。その結果、乳児期の子どもについては、①食事に必要な1人あたり面積は約1.68㎡②午睡に必要な1人あたり面積は約1.23㎡③移行に必要な1人あたり面積は約1.20㎡、という3点が明らかになった。幼児期の子どもについては、①食事に必要な1人あたり面積は約1.03㎡②午睡に必要な1人あたり面積は約1.40㎡③移行に必要な1人あたり面積は約1.05㎡(そのうち着替えに必要な1人あたり面積は約0.80㎡)、という3点が明らかになった。第二章で取り上げたアンケート調査結果によれば、3歳未満児の約8割、3歳以上児の約5割が保育室のみで食事と午睡を行っている。このような場合には、保育室にそれぞれの行為を十分に行うために必要な面積を確保することは特に重要といえる。さらに、食事に使われる机や椅子、午睡に使われる布団、個人ロッカーなどの家具・収納のスペースを考慮して保育室計画を行う必要がある。次に、1年をとおした0歳児の発達と保育室の使われ方について観察調査を行った。その結果、0歳児保育室には、①食事・午睡・あそび(ほふく)スペースをそれぞれに確保する必要がある②あそびスペースの一部に安全に横になれるスペースを確保する必要がある、という2点が明らかになった。

第四章では「保育所におけるあそび行為と面積」として、4歳児保育室における自由あそびを観察し、あそびの種類ごとのグループ規模と面積について考察した。グループ規模については、あそびの種類にかかわらず、2～3人前後のグループが最も多くみられ、7人を超えるグループはみられなかった。3人のグループについてみると、1グループのあそびに使われる面積は、0.5～2.0㎡が最も多くみられた。あそびの種類ごとにみると、「ごっこあそび」は2㎡程度のスペースを拠点に保育室全体を動き回ってあそび、「積み木・ブロック」は作品を中心に0.5～3.0㎡程度の面積を使ってあそぶ傾向がみられた。「あそび」に必要な1人あたり面積を求めるには至らなかったものの、面積の観点から「あそび」を考察し、あそびの種類、グループ規模、面積の間に一定の法則性をみることができた。

第五章は「結論」として、第二章から第四章までに得られた結果をまとめ、今後の保育所整備に対する提言とした。

論文審査の結果の要旨

現在、日本では少子化対策が重点政策とされ、保育所の環境の整備は喫緊の重要課題となっている。保育所に入所できない待機児童が数多く存在する現状に対しては、定員数を上回る入所が進められるなど、急場をしのぐ方向での対応が進み、一方では、幼稚園と保育所の一体化が政策課題ともなって議論が始ま

っているが、両者の溝はなかなか埋まらず、子どもの視点にたった建設的な議論がなされているとは言い難い。

しかしながら、保育所の需要の高まりがありながら、これまで保育所の環境の質については十分な研究がなされてこなかった。保育所の環境に関する基準は、昭和23年に制定された児童福祉施設最低基準によるが、制定以来、保育士の配置基準については数度の見直しがあったものの、面積基準など物理的な環境については、制定後60年以上経過した現在まで、一度も見直しがなされていない。むしろ、現状の待機児童対策のため、基準の緩和が検討されている状況にある。

本研究は、保育所が子どもにとって1日の生活時間の大半を過ごす大切な場であるとの観点から、60年あまり見直しがなされてこなかった保育所の面積等の最低基準に関して、子どもの視点から必要な面積基準を導き出そうとしたものである。特に、乳児期の0歳児と幼児期の4歳児を主たる調査対象とし、子どもの食事・午睡・あそびといった日常行動について、精緻な現地での観察調査を行い、分析し、まとめている。

本研究論文は、5章で構成されている。

第1章は、この研究の背景および目的を述べ、既往研究をまとめている。

第2章は、全国の認可保育所を対象としたアンケート調査（2008年8月）に基づき、保育室やその他諸室の面積、クラス人数、保育士人数などを分析している。一人当たり面積の実態が明らかになったが、面積基準がスペースを確保する場合の一つの目安になっていることが確認された。また、1日の生活の流れをおさえて、食事から午睡にかけての空間の使われ方に着目して、「食寝同室型」と「食寝別室型」に分類して考察した結果、「各自のペースで食事と午睡をすること」「食事から午睡にかけての移行をスムーズに行うこと」「衛生面、設備面において充実した環境を提供すること」が重要であることを明らかにしている。

第3章は、最低確保すべき面積基準を導き出すために、一般的な「食寝同室型」の保育所を4か所選定し、観察調査を実施して、食事と午睡のために必要な面積を導き出している。テーブルなどの家具や布団によって占められるスペースや子どもや保育士の動作空間の面積を精緻に計測し、必要な面積基準を検討している。その結果、乳児期には、①食事に必要な1人あたり面積は約1.68㎡、②午睡に必要な1人あたり面積は約1.23㎡、③移行に必要な1人あたり面積は約1.20㎡を最低とすべきことを導き出した。また、幼児期には、①食事に必要な1人あたり面積は約1.03㎡、②午睡に必要な1人あたり面積は約1.40㎡、③移行に必要な1人あたり面積は約1.05㎡（そのうち着替えに必要な1人あたり面積は約0.80㎡）とした。

第4章は、保育室におけるあそびについて、面積の観点から考察し、あそびの種類と人数規模と面積の関係性を明らかにしている。さらに、0歳児を対象に、歩行児、ほふく児、ほふく前児の3段階に分類し、発達段階が混在している状況を空間規模との関係から考察し、食事・午睡・あそびスペースをそれぞれ確保することを提唱している。

第5章は、以上の考察を基に、保育所の面積基準について、下記4点にまとめた上で、具体的な提案として、乳幼児に必要な一人当たり面積4.11㎡、幼児に必要な一人当たり面積2.43㎡を提示している。①食事・午睡・あそびに必要な面積に着目することは、一人あたり面積により規定されている現行の最低基準を見直す手法として有効であること。

②保育所の施設環境の向上を図る具体的な指標として、食事と午睡を十分に行なう必要な面積を導き出したこと。

③あそびの種類と人数規模と面積の間にはある一定の法則性がみられること。

④保育室の温熱・空気・音環境と保育室で行なわれる行為との関係性については、今後も研究を継続する必要があること。

1948年制定の児童福祉法最低基準は、戦後まもない当時の貧しい社会情勢を反映し、当初目標とした水準を引き下げて制定されたものであり、「厚生大臣は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする」

(第3条)と規定されている。本研究は、その後の高度経済成長を果たしてきた60年以上もの間、放置されてきた面積基準に注目し、その科学的根拠となる数値基準の目安となる一人当たり面積を導き出そうと試みた非常に意欲的な研究であると高く評価できる。また、その方法論は、実験的な方法によらず、観察調査によって、現実の保育の現場を丁寧に緻密に記録する方法をとった点も意義があり、その膨大な記録を分析した力作である。

なお、審査委員会では、「あそび」の捉え方が限定的であると指摘されたが、今後、保育・教育学の研究者と連携し学際的な研究へと展開することにより、研究成果としても、政策提案としても、意義・価値が一層高くなるとの指導を得ている。

以上より、審査委員会は、研究課題としての重要性、研究手法の妥当性、分析・考察の深さ・的確性、さらに、独創性と具体性について審査した結果、本論文は、全てにおいて高く評価でき、博士(学術)授与に十分値すると全員一致で判断した。

氏名	一 瀬 早百合
学位の種類	博士（社会福祉学）
学位記の番号	甲第 143 号
学位授与年月日	2011（平成 23）年 3 月 21 日
学位授与の条件	学位規則第 4 条第 1 項該当
学位論文題目	障害のある乳幼児をもつ母親の変容プロセス —早期の段階における 4 つのストーリー—
論文審査委員	主査 教授 北 西 憲 二 副査 教授 久 田 則 夫 准教授 小 山 聡 子 法政大学教授 岩 田 美 香 東京大学大学院准教授 能 智 正 博

論 文 の 内 容 の 要 旨

本研究の目的は次の二点である。第一に、障害のある乳幼児をもつ母親の変容プロセスとそれに関与する要因を明らかにすることにある。第二に、早期介入におけるソーシャルワークの方法を検討する材料を提示することである。

地域療育システムが国レベルで整備されて、20 年余りが経過した。その背景には、「早期発見・早期療育」が望ましいものとされ、障害のある子どもの機能形成の回復と二次障害の予防を目指してきた歴史であるともいえる。しかし、「早期発見・早期療育」について、子どもの発達という観点からの研究は蓄積されているものの、親にとっての「早期発見・早期療育」の意味を明らかにしている実証的研究は、極めて少ない。また、親の経験を扱っている研究は、心理過程に着目したものが中心であること、子どもの年齢や障害種別の違いについて考察されていないことが先行研究のレビューを通じて明らかとなった。そこで本研究は、乳児期に発見される障害に限定し、子どもの年齢が 0－2 歳という早期の段階に特定した母親の変容プロセスを明らかにした。わが子が障害であるという経験をした母親の感情や認識、他者との相互作用に焦点をあてた変容プロセスの解明と、そこから早期介入において必要なソーシャルワークとは何かを導き出そうとするものである。

本論文は以下のような全 9 章から構成される。

序章では、本研究の背景、目的、本論の構成など、本研究の概要について説明した。

第 1 章では、障害児の家族に関する先行研究を概観し、本研究の目的に沿って 5 つの枠組みに分けて整理した。さらにそれらを、調査対象者のデータを対象年齢、障害別、調査対象者のいるフィールド等の特

性に分け、考察を行った。また、本研究の対象領域となるソーシャルワークの基本的な理解を確認した。その上で、先行研究の成果と残された課題について研究方法を含めて整理を行い、本研究の意義と位置付けを述べた。

第2章では、地域療育システムの歴史と成り立ちについて論じた。障害児福祉の中で「早期発見・早期療育」が定着する経過を法律や条例を中心に述べ、その現状と課題について整理した。

第3章では、本調査のフィールドとした、先駆的モデルと評価されている横浜市の地域療育システムと、その中で家族がどのように支援の対象として取り扱われているかについて論じた。また、療育分野のソーシャルワーク実践を12の援助技術に分けて、具体的に示した。

第4章では、質的研究法と行動評価という2つの研究方法の組み合わせについて説明し、本研究で採用した質的研究法であるグラウンデッドセオリアプローチの特徴とその採択理由について述べた。次に、研究の方法と対象を述べ、グラウンデッドセオリアプローチに則った分析手順を示した。データの特徴としては、以下の4点である。①回顧的データの限界を乗り越えるために、治療場面でのリアルタイムのデータを加えた。即ち、グループワークにおける発言と、個別のフォローアップ面接との語りを組み合わせた、②主観的な語りというデータに、行動や他者との関係のあり様といった客観的に観察可能なデータを組み合わせた、③「より自然状況下に近いデータ」、「特別なニーズをもたないデータ」を意識して、あるキャッチメントエリアにおいて出生した障害児の全数を対象とした、④障害の発見される時期を固定し、乳児期に発見される障害種別の全てを把握した、というものである。

第5章では、主観的変容プロセス（グラウンデッドセオリアプローチ法に準じる）と変容プロセスと他者との相互関係（行動評価）との関連という2つの分析結果について論じた。その結果、中核カテゴリーは、自己イメージという＜自己＞そのものと、自己と他者、広く捉えれば、自己と環境との接点である＜関係＞のふたつを包含して、《自己のポジショニング》とした。この＜関係＞には、障害のあるわが子から、身近な家族、友人、社会的ネットワークに至る多次元の他者が存在した。これらとの＜関係＞の変化が、＜自己＞のあり方そのものに大きく反映し、＜自己＞と＜関係＞とは分かちがたく関連していた。このふたつを《自己のポジショニング》という一つ概念として取り扱うことによって、障害のある乳幼児をもつ母親の変容プロセスを明確に示すことが可能となった。

《自己のポジショニング》の変容プロセスには、4つの異なるストーリーが見出された。それは、『再生』、『逃避』、『獲得』、『境界』という異なる4つの様相として捉えられた。この4つは、まず、大きくふたつのストーリーに分かれた。それは、わが子が障害であると認識する「障害モデル」と、いずれ治るという認識の「病気モデル」である。前者は、母親を＜自己全体の崩れ＞という経験に至らしめ、後者は、母親に＜わが子を守る＞ということを中心のテーマにさせる。さらに「障害モデル」は重要な他者に【受容】されるか否かでさらに二分し、「病気モデル」は子どもの状態の【変化】の違いによって2つのストーリーに分かれていった。また、この4つのパターンのそれぞれは他者との対人関係という行動面においても大きな違いが認められた。

第6章では、変容プロセスに関連する要因について、分析結果を論じ、「自己と関係の循環モデル」として提示した。《自己のポジショニング》の変容プロセスに関連する要因としては、「子どもの障害特性に関連する事象」と「他者との関係」という二つが見出された。「子どもの障害特性に関連する事象」は、①医

師の説明や告知の内容、②子どもの病の特性、③わが子が障害であるという認識、から成り、「他者との関係」には、①わが子、②家族（夫・原家族）、③社会的ネットワーク（友人、近隣・地域、障害のある子どもをもつ母親）という多次元が存在した。さらに調査対象のフィールドとしたグループワークの意味と変容プロセスとの関連についても考察を加えた。

第7章では、早期療育における家族支援について論じた。特に重要なのは、第6章で述べた変容プロセスに関連する二つの要因への着目であった。「子どもの障害特性に関連する事象」は、①親子の愛着関係を規定し、②他者との関係に強い影響を与えることが明らかとなった。「他者との関係」は、客観的に観察可能であり、母親の状態を的確にアセスメントする枠組みとして有効であることを提示した。

さらに、変容プロセスの4つのストーリーに応じた支援の必要性を述べた。「障害モデル」の『再生』、『逃避』パターンの母親は、子どもの病の特性から親子の愛着関係の成立がむずかしいため、そこへの介入が重要となる。また、これまでの他者との関係を懐疑し、断絶する《自己のポジショニング》の局面においては、＜閉じこもり＞を見守る支援も必要である。「病気モデル」の『獲得』、『境界』の母親は、親子の愛着関係は成立し、他者との関係も継続しているが、4つのパターンの母親に共通するものは、《自己のポジショニング》を獲得するための「承認」や「分かち合い」といった＜自己＞と＜関係＞との双方にまつわる支援であることを指摘した。最後にソーシャルワークの援助技術と対象範囲との関連で考察を加えた。

終章では、第7章で提示したソーシャルワークへの提言を社会学研究の知見との関連で整理した。「個人」と「環境」、言い換えればミクロとマクロとの関連について論じ、その統合の必要性について述べた。最後に本研究の限界と残された課題を明示した。本研究の限界は、得られた知見が、質的研究としての方法論的限界性から、大都市の地域療育システムが整備されているエリアの母親に対してのみ説明力をもつこと、さらに、筆者がソーシャルワーカーという立場で得たデータであることから、その関係の影響を受けている、という2点である。また、今後の課題としては、早期の母親の経験が、子どもの学童期、青年期、成人期への成長につれてどのような変容を遂げるかという長期的な視点の必要性を述べた。

論文審査の結果の要旨

論文の概要

本論文の目的は次の二点である。第一に、障害のある乳幼児をもつ母親の変容プロセスとそれに関与する要因を明らかにすること。第二に、早期介入におけるソーシャルワークの方法を検討する材料を提示することである。

地域療育システムが国レベルで整備されて、「早期発見・早期療育」の観点から、障害のある子どもの機能形成の回復と二次障害の予防を目指してきた。しかし、「早期発見・早期療育」について、子どもの発達という視点からの研究は蓄積されているが、親にとっての「早期発見・早期療育」の意味を明らかにしている実証的研究は少ない。また、親の経験を扱っている研究は、心理過程に着目したものが中心であること、子どもの年齢や障害種別の違いについて考察されていないことなどが問題点として挙げられる。そこで本論文は、乳児期に発見される障害に限定し、子どもの年齢が0-2歳という早期の段階に特定した母親の変容プロセスを明らかにしようとしている。

本論文は全9章から構成され、要約すると以下のようになる。

序章では、本研究の背景、目的、本論の構成など、本研究の概要について説明している。

第1章では、障害児の家族に関する先行研究を概観し、それらの調査対象者のデータを対象年齢、障害別、調査対象者のいるフィールド等の特性に分け、検討している。その上で、先行研究の成果と残された課題について研究方法を含めて整理を行い、本研究の意義と位置付けを論じている。

第2章では、地域療育システムの歴史と成り立ちから障害児福祉の中で「早期発見・早期療育」が定着する経過を法律や条例を中心に述べ、その現状と課題について整理を行っている。

第3章では、本調査のフィールドで、先駆的モデルと評価されている横浜市の地域療育システムについて述べている。そのシステムの中で「家族」が支援の対象として、どのように取り扱われているかについて論じ、療育分野のソーシャルワーク実践を12の援助技術に分けて示している。

第4章では、研究の方法論と対象の特徴について述べている。研究方法論として質的研究法と行動評価という2つの研究方法を組み合わせ、本研究で用いた質的研究法であるグラウンデッドセオリーアプローチの特徴とその採択理由について述べている。次に、グラウンデッドセオリーアプローチに則った分析手順を示している。研究方法と対象の特徴としては、①回顧的データの限界を乗り越えるために、個別のフォローアップ面接との語りと治療場面でのリアルタイムのデータ、即ちグループワークにおける発言を組み合わせ、②主観的な語りとグループにおける対人行動という客観的に観察可能なデータを組み合わせ、③「自然状況下に近いデータ」を意識して、あるキャッチメントエリアにおいて出生した障害児の全数を対象とした、④障害の発見される時期を固定し、乳児期に発見される障害種別の全てを把握した、という4点が挙げられている。

第5章では、主観的変容プロセス（グラウンデッドセオリーアプローチ）及びそれと他者との相互関係（行動評価）という2つの分析結果について論じている。その結果、中核カテゴリーは、自己イメージという<自己>そのものと、自己と他者、広く捉えれば、自己と環境との接点である<関係>のふたつを包含して、《自己のポジショニング》とされる。この<関係>には、障害のあるわが子から、身近な家族、友人、社会的ネットワークに至る多次元の他者が存在するとしている。この<自己>と<関係>とは分かちがたく関連しており、このふたつを《自己のポジショニング》という一つの概念として取り扱うことによって、障害のある乳幼児をもつ母親の変容プロセスを明確に示すことが可能となる、とする。

《自己のポジショニング》の変容プロセスには、4つの異なるストーリーを見出したとする。それは、『再生』、『逃避』、『獲得』、『境界』という4つの様相として捉えられ、大きくふたつのストーリーに分かれたとする。わが子が障害であると認識する「障害モデル」と、いずれ治るという認識の「病気モデル」で、前者は、母親を<自己全体の崩れ>という経験に至らしめ、後者は、母親に<わが子を守る>ということが中心のテーマになったとする。さらに「障害モデル」は重要な他者に【受容】されるか否かでさらに二分し、「病気モデル」は子どもの状態の【変化】の違いによって2つのストーリーに分かれているとする。この4つのパターンは対人行動においても大きな違いが認められるとする。

第6章では、変容プロセスに関連する要因分析から、「自己と関係の循環モデル」が提示される。《自己のポジショニング》の変容プロセスに関連する要因としては、「子どもの障害特性に関連する事象」と「他者との関係」という二つが見出される。「子どもの障害特性に関連する事象」は、①医師の説明や告知の内

容、②子どもの病の特性、③わが子が障害であるという認識、から成り、「他者との関係」には、①わが子、②家族（夫・原家族）、③社会的ネットワーク（友人、近隣・地域、障害のあるこどもをもつ母親）という多次元が存在することを見出される。さらに調査対象のフィールドとしたグループワークの意味と変容プロセスとの関連についても考察を加えている。

第7章では、早期療育における家族支援について論じられている。特に重要なのは、第6章で述べた変容プロセスの関連する二つの要因で、「子どもの障害特性に関連する事象」は、①親子の愛着関係を規定し、②他者との関係に強い影響を与えることが明らかになったとする。「他者との関係」は、客観的に観察可能であり、母親の状態を的確にアセスメントする枠組みとして有効であるとする。

さらに、変容プロセスの4つのストーリーに応じた支援の必要性が述べられている。「障害モデル」の『再生』、『逃避』パターンの母親は、子どもの病の特性から親子の愛着関係の成立がむずかしいため、そこへの介入が重要となり、これまでの他者との関係を断絶する《自己のポジショニング》の局面においては、＜閉じこもり＞を見守る支援が必要であるとする。「病気モデル」の『獲得』、『境界』の母親は、親子の愛着関係は成立し、他者との関係も継続しているが、4つのパターンの母親に共通するものは、《自己のポジショニング》を獲得するための「承認」や「分かち合い」といった＜自己＞と＜関係＞との双方にまつわる支援であるとする。

終章では、第7章で提示したソーシャルワークへの提言を社会学研究の知見との関連で整理されている。「個人」と「環境」、言い換えればミクロとマクロとの関連について論じ、その統合の必要性について論じられている。最後に本研究の限界と残された課題が示される。本研究の限界は、得られた知見が、質的研究の方法論の限界から大都市の地域療育システムが整備されているエリアの母親に対してのみ説明力をもつこと、筆者がソーシャルワーカーという立場で得たデータであり、その影響を受けている、という2点であるとする。

審査結果

審査委員会での審査の結果、積極的に評価すべき点として、下記のような見解が表明された。

1) 本論文は、障害のある乳幼児をもつ母親の変容プロセスについて、インタビューデータを軸に複数の資料を重ね合わせながら分析し、4つのストーリーを抽出した興味深いものである。障害児をもつ母親研究の中でも、特に「早期」の戸惑いと受容について注目し、既存の障害受容に関する画一的な段階論を超えて、母親を「全体」として捉え、母親の内的プロセスのダイナミクさをていねいに捉えていこうという試みが成されている。従来の障害受容研究が1つの道筋の記述に留まりがちであったのに対し、ボトムアップで複数の径路を見出した点は、学界に対するオリジナルな貢献にあたると思われる。

そして筆者が地域療育におけるソーシャルワーカーを務める中で、「共同治療者としての親位置づけ」のみでは不十分であるという問題意識に基づき、当事者の語りや行動から帰納的な理論構築をめざした意欲的な取り組みであり、障害児の保護者支援をめぐる筆者の感じてきた疑問がみごとに解き明かされることになった。

2) 文献レビュー、地域療育システムの歴史と成り立ち、横浜市の地域療育システムの変遷と概要が、丹念かつ整然と論述されている。

3) 採用した研究方法とその手続きに関して、質的調査法に関する知見を踏まえた、説得力ある論考が十

分になされており、質的調査法に内在する課題である回顧的データの克服に向けた取り組みとして、治療場面におけるリアルタイムデータの収集を行うとのチャレンジングな試みをしている点は評価に値する。

4) それぞれのストーリーは分厚く記述されて説得力があり、結果として障害児をもつ母親だけではなく、たとえば中途障害者が受障後に体験するプロセスにも応用できるような幅広さも備えている。

本研究を通して得られた変容のストーリーは、障害児療育に携わる専門職・研究者のみならず、要介護者を支える家族の支援システムの構築や援助実践に携わる専門家に対して、より効果的な支援システムの構築や支援手法の開発という点に重要な示唆を与えるものとして高く評価できる。

5) 母親への最初の障害告知が、「障害として」あるいは「病気として」捉えられるかで、その後の展開は分かれており、母親への告知のあり方とその後サポートの重要性の指摘などは、ソーシャルワークへの応用として示唆に富んでいる。また、障害児の療育として使われる「グループワーク」の「グループ」の意味合いについても、母親にとってはストレスともなり、その導入の場面をアセスメントとして使えるという指摘など、母親の内面に沿った援助を構築していく上で重要である。

一方、下記のような問題点、課題も指摘された。

1) 結果部分の記述の豊かさに比べると、研究手続き、特に行動評価やアンケートなどに関わる部分の記述がやや手薄で、読者に研究過程を十分伝えきれていないように思われた。

2) 中核カテゴリーとされた《自己のポジショニング》という概念にやや不明確な部分があり、読者を混乱させる可能性がある。より明示的に定義した上で、この用語の使い方に揺れが生じないように、より慎重な記述がなされているとなおすぐれた論文になると思われる。

3) 対象者に専業主婦が多いなど、属性の偏りが結果にどう影響したかという点も、考察できたのではないかと考えられた。また4つのストーリーにおける「逃避」や「境界」の母親たちには、社会福祉の援助が必要なケースもあると思われるが、それら母親の社会的背景の把握が十分なされていない。

4) 母親への障害告知のあり方とその後サポートの重要性などの指摘は、ソーシャルワークへの応用として示唆に富んでいるが、さらにソーシャルワーク・インターベンションでの具体的な援助技術の提示が今後の課題であると思われる。

以上、本論文はさらに解明すべき課題は有するものの、質的研究方法を用いて早期療育の段階での障害のある乳幼児をもつ母親の変容プロセスの検討から、4つのストーリーとそれに関与する要因を見だし、それに対応したソーシャルワークモデルを提示したことは、多くの新知見を提示しており、意義のある論文であると評価された。よって審査委員会は全員一致して、本論文は博士の学位を授与するに十分値するものとの結論に達した。

氏名	棚澤 令子
学位の種類	博士 (心理学)
学位記の番号	甲第 144 号
学位授与年月日	2011 (平成 23) 年 3 月 21 日
学位授与の条件	学位規則第 4 条第 1 項該当
学位論文題目	青年期・成人期における子どもに対する養護性 (nurturance) の発達と 形成要因に関する心理学的研究
論文審査委員	主査 教授 岩立 志津夫 副査 教授 飯長 喜一郎 准教授 石黒 格 教授 福本 俊 名古屋大学名誉教授 小嶋 秀夫

論文の内容の要旨

養護性 nurturance とは、Fogel, Melson&Mistry (1986) により理論化された nurturance に由来し、共同研究した小嶋 (1989) が「相手の健全な発達を促進するために用いられる共感性と技能」と定義し日本に提唱したものである。養護性には、①子どもから大人までがもちうるものという生涯発達の視点を含む (誰が)、②さまざまな対象に対して行いうること (誰に)、③相手を慈しみ育てる (相手の特徴) という 3 点での特徴がある。養護性が提唱されて以降、研究に広がりを見せているが、筆者は養護性の②の背景を理解しながら対象を「子ども」にしぼり研究してきた。養護性尺度は、小嶋の尺度 (1991) を用いた研究が主となっているが、焦点を子どもとした場合、尺度には母親や父親との関係尺度なども含まれていたり、別の視点の項目 (育児行為の量など) が含まれたり、子どもに対する思いが中心に述べられていて技能に関する記述が少ないなど、問題点が挙げられた。そこで、新たに養護性尺度を作成し、さまざまな諸要因との関係を調査していくことを目的としてきた。本論文は大きく分けて 3 領域 (養護性と規定要因の関係・青年期から成人期の養護性の変化・妊娠期の養護性) に分けることができ、全 9 章からなる。

第 1 章では、養護性の概念、養護性と関連した概念との違い、養護性に関する先行研究について、文献研究を行った。

第 2 章では、大学生を対象に養護性尺度作成を検討した結果、4 因子 (共感性、技能、準備性、受容性) が抽出された。さらにこの養護性尺度の信頼性・妥当性を検討した。

第 3 章では、性格検査の一部 Y-G 性格検査の 6 性格特性 (G: 一般的活動性、C: 回帰性傾向、N: 神経質、O: 客観的でないこと、Ag: 愛想の悪い事、S: 社会的外向) と養護性尺度との関連を検討した。その結果、①積極的に相手に向かう性質、②変動する一面を持っている、③性差が大きく関連していると

いう性質を見出した。

第4章では、性別・きょうだい地位（長子・中間子・末子・一人っ子の違い）による養護性の差異について検討している。その結果、大学生において男性より女性のほうが養護性全下位尺度において高かった。また、きょうだい地位差について検討した結果、男女ともに共感性尺度と技能尺度において、長子が最も高く、一人っ子が最も低い数値を示し（多重比較では有意差なし）、きょうだい地位が養護性形成に重要なファクターとなっていることを示した。

第5章では、大学生において、養護性形成に関わる被養護・養護体験との関連を検討した。その結果、過去の体験の影響では、女性が男性より過去の体験の影響を受けやすいこと（男性である兄・弟の立場では、1本ずつのパスしかひかれなかったが、女性である姉・妹の立場では、それぞれ複数のパスがひかれていた）、またきょうだいの立場（兄・姉・弟・妹による違い）により、影響をうける体験の種類が異なることがわかっている。性差やきょうだいの立場の違いにより養護性の形成要因が異なること、両親だけでなく、きょうだい同士や教師との関わり、ペットの飼育体験も養護性に影響することが示唆された。

第6章では、養護性尺度を大学生以外の、高校生・妊娠期の夫婦に対しても調査を行い、高校生・大学生・妊娠期での差異があるかどうか検討した。その結果、男性においては、養護性の共感性・準備性・受容性尺度で、高校生より大学生、大学生より妻が妊娠期にある夫が最も高い養護性を示した。女性においては、養護性全下位尺度で、高校生より大学生のほうが高い養護性を示しているが、初産婦は大学生よりも養護性全下位尺度で低かった。横断的ながら、青年期から成人期における養護性の変化をある程度示した。

第7章では、さらに妊婦に対する養護性を分析した。その結果、養護性全下位尺度で、初産婦より経産婦が有意に高かった。さらに妊娠過程の前期から後期までの3期に分けて分析したところ、養護性の共感性・技能・準備性尺度において、初産婦・経産婦ともに妊娠後期の養護性が有意に低かった。養護性を下げる原因として①初産であること、②出産に間近な妊娠後期であることが示された。

第8章では、第7章で初産婦の養護性の低さ、妊娠後期の養護性の低さがなぜ生じるかを検討するために、妊娠後期にある初産婦と経産婦に面接調査を行った。その結果、初産婦は、「分娩」に対する「わからなさ」や「不安・心配」が養護性を下げる原因となっていることが示唆された。次に、経産婦は「子育て」の経験から「子どものおもしろさ」を感じるが多く、「自信」が高まり、従って養護性が高まると考えられたが、初産婦は出産前に「子ども」や「子育て」のネガティブな側面を予測しており、それらが養護性を下げる原因となっていることが示唆された。他にも、面接調査と同時に養護性尺度を測定しており、質問紙調査が面接調査でも裏付けされて形となった。

第9章は、すべての研究から、養護性研究に対する全体考察を行うとともに、課題点をあげている。

論文審査の結果の要旨

1 論文の概要

生涯発達の視点に立つ現在の発達心理学のアイデンティティの研究によれば、人の発達には、自己の成長を目指す「自立性」と他の人等とのつながりの成長を目指す「社会性」の2側面からとらえることがで

きる。榎澤氏の研究は、後者の社会性の発達に関連する「養護性」についての研究である。

養護性とは、Fogel, Melson, & Mistry (1986) により理論化された nurturance に由来し、Fogel 達と共同研究した小嶋 (1989) が、「相手の健全な発達を促進するために用いられる共感性と技能」と定義し、提唱したものである。養護性には、①特定の時期に限定しない生涯発達の視点を持つ、②養護の対象には人や動物等多様なものが含まれる、③代償を求めず、奉仕的に相手を慈しみ育てる、という3つの特徴がある。小嶋によって養護性の概念が提唱されて以降、多様な研究がなされてきた。今回の榎澤氏の研究では、多様な研究を参考にしながら、①大学生の養護性がどんな影響を受けて獲得されるか、②高校から出産期までに養護性がどのように発達変化するか、の2点に焦点を当てて、養護性について実証的な検討をしている。主たる研究法は質問紙法になるが、一部の研究では面接法を使った質的研究法も使用している。

2 論文の構成

論文は全9章から構成されている。各章の概要は以下の通りである。

第1章では、養護性の定義、養護性に関連する先行研究、養護性とそれに関連した諸概念との比較、という観点で文献研究を行っている。

第2章では、大学生を対象に、質問紙法を使って、養護性尺度の作成を検討している。その結果、4つの下位尺度（「共感性」下位尺度、「技能」下位尺度、「準備性」下位尺度、「受容性」下位尺度）からなる養護性尺度が作成された。さらに4つの下位尺度からなる養護性尺度の信頼性・妥当性が検討された。

第3章では、Y-G性格検査の6性格特性（G：一般的活動性、C：回帰性傾向、N：神経質、O：客観的でないこと、Ag：愛想の悪い事、S：社会的外向）と養護性尺度との関連が検討された。その結果、養護性の4下位尺度と性格特性との関連で、性差が見られた。具体的には、例えば、「準備性」下位尺度と「S：社会的外向」との間に、男性では正の有意な相関があるのに対して、女性では負の有意な相関が見られた。

第4章では、大学生を対象にして、性別・きょうだいで位置（長子・中間子・末子・一人っ子）によって養護性に違いがあるか、について検討している。その結果、養護性の4下位尺度全てで、男性より女性で平均尺度得点が有意に高かった。また、きょうだい地位差について検討した結果、男女ともに「共感性」下位尺度と「技能」下位尺度において、長子が平均得点で最も高く、一人っ子が最も低い数値を示したが、有意差は認められなかった。

第5章では、大学生を対象にして、養護性形成に関わる被養護・養護体験と、養護性の関連を、重回帰分析を使って検討している。その結果、過去の体験の影響では、女性が男性より過去の体験の影響を受けやすいことがわかった。具体的には、兄・弟の立場にいる男性の場合では、1本ずつのパスしか引けなかったのに対して、姉・妹の立場にいる女性の場合では、複数のパスが引け、姉・妹の場合、過去の経験の影響が多様で、強いことが推測された。

第6章では、高校生・妊娠期の夫婦に対して養護性尺度を使って調査を実施した。その結果を、大学生の結果と比較し、高校生・大学生・妊娠期で差異があるかどうか検討している。その結果、男性においては、養護性の「共感性」下位尺度・「準備性」下位尺度・「受容性」下位尺度で、高校生より大学生、大学生より妻が妊娠期にある夫で、平均養護性得点が有意に高かった。女性においては、養護性の4つの全下位尺度で、高校生より大学生の方が平均養護性得点が有意に高かった。さらに、女性において、養護性の

4つの全下位尺度で、初産婦は大学生よりも平均養護性得点が有意に低かった。横断的ながら、青年期から成人期における養護性の変化をある程度示されたと言える。

第7章では、妊婦における養護性を分析した。その結果、養護性の4つの全下位尺度で、初産婦より経産婦の平均養護性得点が有意に高かった。さらに妊娠過程を、前期から後期までの3期に分けて分析したところ、「共感性」下位尺度・「技能」下位尺度・「準備性」下位尺度において、初産婦・経産婦ともに、妊娠後期の平均養護性得点が、前期・中期の平均養護性得点より有意に低かった。養護性を下げる原因として、①初産であること、②妊娠後期が出産間近な時期、であること推測された。

第8章では、第7章での初産婦の平均養護性得点の低さ、妊娠後期の平均養護性得点の低さがなぜ生じるかを検討している。研究方法として、妊娠後期にある初産婦と経産婦を対象にして面接法による調査を実施している。その結果、初産婦の場合には、「分娩」に対する「わからなさ」や「不安・心配」、および「子ども」や「子育て」のネガティブな側面への予測が、平均養護性得点を見かけ上、下げる原因となっていることが示唆された。次に、経産婦は「子育て」の経験から「子どものおもしろさ」を感じる事が多く、「自信」が高まり、初産婦との違いが出る事が示唆された。

第9章では、第1章から第8章の研究を踏まえて、養護性研究に対する全体考察を行うとともに、今後の研究課題について論じている。

3 審査結果

論文審査は、①審査者全員が申請論文を精査する、②その精査を踏まえて2010年12月26日に学位論文公開審査を実施する、③12月26日の公開審査後、5名の審査者による非公開の審査会で最終結論を出す、という流れで進められた。最終結論を出す審査会で出された、「評価される点」と、「問題として指摘された点および残された課題」は次の通りだった。

3-1 評価される点

- ① 地道な実証的な研究の蓄積によって、大学生の養護性を形作る独立変数を明らかにした点、青年期から成人期への年齢進行にとまない養護性が高まることを示した点、初妊婦の妊娠後期に養護性が一時的に見かけ上低下することを示した点は、今後の養護性研究の発展の契機を示したことになり、高く評価できる。
- ② 今回は、幼い子どもに対する女性と男性の養護性に問題を限定して適切にまとめられている。問題の所在、問題の深化も納得できる。ストーリーにも一貫性があり、研究者としての将来性にも期待できる。
- ③ 逆転項目の検討や、養護性の概念と測定の関係に関して、さらに詳細な検討と多面的で深い解釈が望まれ、また理論面での展開も期待したいが、公開審査での提出者の応答から、それらの課題を自覚していると判断できた。以上の点を総合して、学位論文としての価値は十分にある。

3-2 問題として指摘された点および残された課題

- ① 赤ちゃんへの養護性を中心に研究しているが、養護性は、老人や生涯発達を含めてもっと広い概念として研究を進める必要があるのではないかと。
- ② 性差についてもっと検討して欲しかった。妊娠初期に女性はホルモンの変化の影響を受けるが、男性はそれがない。ところが妊娠期から育児期にいたる過程で男性の養護性の変化も予想されるので、そ

の場合での教育的な影響の検討もして欲しい。

- ③ できれば、問題意識に膨らみがあってもいいのではないか。例えば、アタッチメントなどとの関係についても関連づけがあってもいいのではないか。
- ④ 養護性とは本来は広い概念と思うが、本研究では育児性に近い捉え方をしているのが物足りない。慈しみの視点が今後の研究では必要だろう。
- ⑤ 質問紙調査になっているが、なぜ質問紙を使うのか、もっと現実をとらえる方法を使ってもいいのではないか。

4 結論

本論文は、若干の物足りなさや課題を残すものの、焦点をしばっていることもあり小さいながら整合性がとれたものになっている。また、基礎的な発達心理学研究を通して、育児支援という今日的な課題への示唆も多く含んでいる。特に、①男性大学生に比べて女性大学生の養護性が過去の被養護・養護体験の影響を強くうけることを示した点、②横断的ながら、高校の時期から成人の妊娠期までの間に養護性が変動することを示した点、③妊娠中に、経産婦より初産婦の養護性が低下することを示した点、は高く評価できる。本論文は、これまでの知見を塗り替える新たな知見を見いだした先進的な研究でもあり、今後の展開が大いに期待される。

以上を総合し、本審査委員会は学位申請者榎澤令子に博士（心理学）の学位を授与することが適当であるとの結論に、全員一致で到達した。

氏名	岡田千沙
学位の種類	博士(理学)
学位記の番号	甲第145号
学位授与年月日	2011(平成23)年3月21日
学位授与の条件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	真正粘菌 (<i>Physarum polycephalum</i>) 変形体リン酸化ミオシン脱リン酸化酵素に関する研究
論文審査委員	主査 教授 金子 堯子 副査 教授 永田 三郎 教授 和賀 祥 東京大学名誉教授 庄野 邦彦 群馬大学大学院講師 中村 彰男

論文の内容の要旨

真正粘菌 (*Physarum polycephalum*) 変形体 (フィザルム変形体) は、乾燥・低温・飢餓などの生存に不利な環境に曝されると活発な原形質流動を停止し、耐性型細胞のスクレロチウムへと分化する。これまで、フィザルム変形体のスクレロチウム形成過程に関する生化学的および分子レベルにおける解析は殆んど行われて来なかった。

非筋細胞であるフィザルム変形体の原形質流動は、アクトミオシン系により制御されており、このアクチン繊維にはミオシンが結合している。動物細胞の平滑筋においては、アクトミオシン系のミオシン軽鎖がリン酸化されて活性化されることにより、筋収縮が引き起こされる。一方、平滑筋における筋弛緩は、リン酸化ミオシン軽鎖 (PMLC) がホスファターゼによって脱リン酸化され、アクトミオシン系が不活性化することで起こる。

これまでの先行研究において、暗所・飢餓処理による同調的スクレロチウム誘導実験系を導入してフィザルム変形体からスクレロチウム形成を誘導したところ、ホスファターゼ E 1 が PMLC の脱リン酸化を通して原形質流動の停止に関与している可能性が示唆された。そこで本研究では、「フィザルム変形体における PMLC ホスファターゼ E 1 に着目して、ホスファターゼ E 1 の酵素的諸性質などのタンパク質レベルの解析および cDNA のクローニングによる分子レベルの解析を行って、フィザルム変形体のスクレロチウム形成との関連を明らかにすること」を目的とした。

第1章では序論として、フィザルム変形体からスクレロチウム形成過程における原形質流動の停止が引き起こされる仕組みを、平滑筋のアクトミオシン系から推論される可能性について述べた。

第2章ではフィザルム変形体のスクレロチウム形成過程における、ホスファターゼE1の挙動解析を行った結果について記述した。フィザルム変形体からスクレロチウムを3.5日間に渡って誘導し、0.5日ごとに原形質流動速度およびPMLCに対する脱リン酸化活性を測定した。その結果、スクレロチウム形成開始に先行して、原形質流動速度の急激な減少が観察された0.5日目に一致して、ホスファターゼE1におけるPMLC脱リン酸化活性のピークが検出された。この結果から、筆者はスクレロチウム形成過程における原形質流動の停止に、ホスファターゼE1のPMLC脱リン酸化活性の関与についての可能性を示唆した。

第3章では、第1にホスファターゼE1の精製を行い、得られた酵素標品を用いて酵素的諸特性を解明した結果を記述した。第2に、ホスファターゼE1のタンパク質構成成分の決定後、N末端アミノ酸配列の決定を行ってそれらの結果について記述した。すなわち、ホスファターゼE1の精製には、塩析、イオン交換カラム、疎水性カラムの2種類のクロマトグラフィーおよびnative PAGEを順次導入した。精製して得られたホスファターゼE1をSDS-PAGEおよび分子篩ゲル濾過カラムクロマトグラフィーで解析したところ、50 kDaの単量体である可能性が認められた。ちなみに、平滑筋PMLCホスファターゼには、単量体のタンパク質から成る酵素は報告されていない。ホスファターゼE1の活性化エネルギーおよび K_m 値は、平滑筋のPMLCホスファターゼと近い値を示したが、温度係数 Q_{10} 、 V_{max} および二価カチオンの影響は、平滑筋のPMLCホスファターゼとは異なっていた。引き続いて、タンパク質50 kDaのN末端アミノ酸配列を20残基決定し、この配列に基づいてNCBIデータベースによるホモロジー検索を行った結果、相同性のある既知のタンパク質の存在は認められなかったことを記述した。それらの結果から、ホスファターゼE1は新規のタンパク質である可能性が次の①～②から示唆された。すなわち、①ホスファターゼE1の基質特異性において、既知の平滑筋PMLCホスファターゼと異なっていたこと、②N末端アミノ酸配列20残基から既知のタンパク質が検出されなかったことの2点である。なお、ホスファターゼE1は、ホスホセリンに対して高い基質特異性が認められたことから、セリン/スレオニン-プロテインホスファターゼに分類される。ちなみに、基質として用いたフィザルムPMLCは、Ser¹⁸をリン酸化して作成されたものであり、この分類は正当であろう。さらにホスファターゼE1は、活性に対する二価カチオンの影響およびオキサ酸の阻害効果から、セリン/スレオニン-プロテインホスファターゼPP1に分類されることが示唆される。

第4章では、ホスファターゼE1 cDNA (*Pase-E1*)の全長をクローニングした結果について記述した。第3章で得られたN末端アミノ酸配列20残基からプライマーを作成し、RACE法により*Pase-E1*のクローニングを行って、全長の塩基配列を得た。その結果、*Pase-E1*のORFは1245 bpとなり、推定アミノ酸数は415残基であった。得られた推定アミノ酸配列を用いてNCBIデータベースによりホモロジー検索を行ったところ、既知のタンパク質は検出されなかった。これらの結果から、ホスファターゼE1は新規のタンパク質である可能性が高い。

第5章では、フィザルム変形体のスクレロチウム形成過程における、*Pase-E1* mRNAの発現量をリアルタイムPCR法により解析し、引き続いて、ホスファターゼE1タンパク質の発現量をウェスタンブロッティング法により解析した結果について記述した。フィザルム変形体のスクレロチウム形成過程における、PMLC脱リン酸化活性、ホスファターゼE1のタンパク質発現量および*Pase-E1* mRNA発現量のピークは、それぞれ一致した。これらの結果より、ホスファターゼE1のPMLC脱リン酸化活性が、*Pase-E1* mRNAより合成されたホスファターゼE1タンパク質に由来することが示唆される。

第6章では、*Pase-E 1*のリコンビナントタンパク質における酵素活性の発現を、コムギ胚芽無細胞タンパク質合成系により試みた結果について記述した。第4章で記述したように、本研究において得られたホスファターゼE 1の全長cDNAである*Pase-E 1*を用い、コムギ胚芽抽出液を利用した*in vitro*発現系のENDEXT Technology Wheat Germ Premium Kitにより、リコンビナントタンパク質の発現を誘導した。その結果、得られた*Pase-E 1*のリコンビナントタンパク質において、高いPMLC脱リン酸化活性が検出された。第4章で述べられたように、ホスファターゼE 1は新規のタンパク質である可能性が高いと結論されたが、さらに、*Pase-E 1*のリコンビナントタンパク質は、PMLC脱リン酸化活性を有することから、ホスファターゼE 1はPMLC脱リン酸化反応を触媒する新規のプロテインホスファターゼである可能性が高い。

フィザルム変形体のスクレロチウム形成過程において、まず原形質流動が停止し、引き続いてスクレロチウムが形成されるという形態的観察が報告されている。本研究により、フィザルム変形体からスクレロチウム形成過程における原形質流動の停止は、ホスファターゼE 1によるPMLCの脱リン酸化に起因する可能性が、生化学的および分子レベルの解析により初めて示唆された。なお、この推論は、最近行われたフィザルム変形体へのホスファターゼE 1をマイクロインジェクション法により注入し、原形質流動停止の回復からの遅延が確認されたという最近の報告からも支持される。本研究で得られた*Pase-E 1*のリコンビナントタンパク質を用いての、注入実験による解析が待たれる。

論文審査の結果の要旨

本論文は、原始的な真核生物である真正粘菌(*Physarum polycephalum*)変形体(以下、フィザルム変形体とする)が、生育に不利な条件において耐性型細胞であるスクレロチウムへと分化するスクレロチウム形成過程における生化学的および分子レベルにおける解析を行い、その研究結果を記述したものである。フィザルム変形体のスクレロチウム形成過程における解析にあたって、細胞内可溶性ホスファターゼの挙動に注目し、スクレロチウム形成過程における特徴として報告されている原形質流動の停止と、ホスファターゼの生理的機能との関連について研究結果を纏めている。

先行研究においてスクレロチウム形成過程において代謝変動が認められる種々の酵素のひとつとしてホスファターゼが挙げられている。しかし、その生理的機能について全くその後の報告は行われていなかった。代謝変動を研究するために重要な要件の一つに、変形体に対して同調的にスクレロチウム形成を誘導する実験系の確立がある。この誘導実験系の確立が本研究室の先行研究で試みられた結果、変形体の暗所飢餓処理による同調的スクレロチウム形成を誘導する実験系が確立された。その実験系に改変を加えて再現性のある実験系を確立したことは本研究の重要な点である。

先行研究において、同調的スクレロチウム誘導実験系によりフィザルム変形体からスクレロチウム形成を誘導した結果、ホスファターゼE 1がリン酸化ミオシン(PMLC)の脱リン酸化を通して原形質流動の停止に関与している可能性が示唆された。フィザルム変形体は多核の単細胞から成る非筋細胞であるが、その原形質流動はアクトミオシン系により制御され、そのアクチン繊維にはミオシンが結合している。動物細胞の平滑筋においては、その筋収縮はアクトミオシン系のミオシン軽鎖がリン酸化されることにより引き起こされる。一方、筋弛緩は、リン酸化ミオシン軽鎖(PMLC)がホスファターゼによって脱リン酸化され、ア

クトミオシン系が不活性化することで起こる。フィザルム変形体の原形質流動の弛緩とホスファターゼの関連については、これまでに全く研究されてこなかった。本研究では、「フィザルム変形体におけるPMLCホスファターゼE 1に着目して、ホスファターゼE 1の酵素的諸性質などのタンパク質レベルの解析およびcDNAのクローニングによる分子レベルの解析を行って、フィザルム変形体のスクレロチウム形成との関連、特に原形質流動との関連を明らかにすること」を目的とした。

第1章は序論として、フィザルム変形体からスクレロチウム形成過程における原形質流動の停止の仕組みを、平滑筋のアクトミオシン系から推論し得る可能性を記述している。

第2章ではフィザルム変形体のスクレロチウム形成過程における、ホスファターゼE 1の挙動解析の結果から、スクレロチウム形成過程における原形質流動の停止に、ホスファターゼE 1のPMLC脱リン酸化活性の関与を示唆している。

第3章では、ホスファターゼE 1の精製の結果、得られた単一のタンパク質から構成される酵素標品を用いて酵素的諸特性を解明した結果、およびホスファターゼE 1のN末端アミノ酸配列の決定の結果を記述している。それらの結果、ホスファターゼE 1の酵素的諸特性において、既知の平滑筋PMLCホスファターゼと幾つかの点で異なっていたこと、およびN末端アミノ酸配列20残基から既知のタンパク質が検出されなかったことから、新規のタンパク質であり、基質特異性における特徴、および活性に対する二価カチオンの影響およびオキサロ酸の阻害効果から、セリン/スレオニン-プロテインホスファターゼPP 1に分類されることが示唆されている。

第4章では、ホスファターゼE 1 cDNA (*Pase-E 1*)の全長をクローニングした結果、*Pase-E 1*のORFは1245bpとなり、推定アミノ酸数は415残基であった。得られた推定アミノ酸配列を用いてNCBIデータベースによりホモロジー検索を行ったところ、既知のタンパク質は検出されなかったため、ホスファターゼE 1は新規のタンパク質である可能性が高いことが記述されている。

第5章では、フィザルム変形体のスクレロチウム形成過程における、*Pase-E 1* mRNAの発現量をリアルタイムPCR法により解析し、ならびに、ホスファターゼE 1タンパク質の発現量をウェスタンブロット法により解析した結果を示している。フィザルム変形体のスクレロチウム形成過程における、PMLC脱リン酸化活性、ホスファターゼE 1のタンパク質発現量および*Pase-E 1* mRNA発現量のピークは、それぞれ一致した結果より、ホスファターゼE 1のPMLC脱リン酸化活性が、*Pase-E 1* mRNAより合成されたホスファターゼE 1タンパク質に由来することが示唆されている。

第6章では、ホスファターゼE 1の全長cDNAである*Pase-E 1*を用い、コムギ胚芽抽出液を利用したコムギ胚芽無細胞タンパク質発現系によりリコンビナントタンパク質における酵素活性の発現を試みた結果を記述している。得られた*Pase-E 1*のリコンビナントタンパク質において、高いPMLC脱リン酸化活性が検出され、この結果からホスファターゼE 1はPMLC脱リン酸化反応を触媒する新規のプロテインホスファターゼである可能性が高いことが示されている。

以上に述べたように、論文提出者による本研究により原始的な真核生物であるフィザルム変形体が、生育に不利な条件において耐性型細胞であるスクレロチウムへと分化するスクレロチウム形成過程における生化学的および分子レベルにおける解析が初めて行われた。このスクレロチウム形成過程における生化学的研究では、再現性の高い変形体の同調的スクレロチウム形成誘導実験系を用いて綿密なホスファターゼ

E 1 の挙動解析が行われたところに独創性とその解析の成功が起因する。その結果に基づいて精製方法を組み合わせて本酵素の精製を成し遂げて、N末端アミノ酸の部分配列の決定に至ったことは、その後のホスファターゼ E 1 の分子レベルの解析を進めるために必須であり高く評価される。すなわち、分子レベルの研究の歩を進めたのはホスファターゼ E 1 cDNA (*Pase-E 1*) の全長のクローニングの成功にある。その結果、遺伝子の塩基配列から新規のセリン/スレオニン-プロテインホスファターゼの PP 1 であることが提案された。さらに、ホスファターゼ E 1 の PMLC 脱リン酸化活性が、*Pase-E 1* mRNA より合成されたホスファターゼ E 1 タンパク質に由来することが示唆された。なお、*Pase-E 1* のリコンビナントタンパク質における酵素活性の発現を、開発されて間もなかったコムギ胚芽無細胞タンパク質合成系により検出した結果は、新しい発現系を導入した点として評価に値する。最近、マイクロインジェクション法による変形体への本酵素の原形質小管への注入が原形質流動を停止させるという結果が本研究室において得られた。ホスファターゼ E 1 の直接的な生理機能を調べるため飛躍的な研究も、論文提出者の研究成果に基づいている。本論文の第 2、第 3 章は、それぞれ細胞生物学分野の国際誌に論文提出者を第一著者として公表されている。なお、共著者よりこの論文を博士請求論文として使用することの承諾を得ている。よって審査委員会は、論文提出者岡田千沙が博士（理学）を受けるに十分な資格を持つものと認めた。

氏名	西山美也子
学位の種類	博士(理学)
学位記の番号	甲第146号
学位授与年月日	2011(平成23)年3月21日
学位授与の条件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	マウス味蕾由来株細胞を用いた <i>in vitro</i>味蕾モデル構築の試み
論文審査委員	主査 教授 宮本 武典 副査 教授 永田 三郎 教授 和賀 祥 東京理科大学教授 友岡 康弘

論文の内容の要旨

味の感覚器である味蕾は食物を安全に摂取し、かつ QOL に重要な「おいしさ」を感じる際に重要な器官である。しかし味蕾細胞の発生、分化の詳細はほとんど明らかにされていない。本研究は味蕾より樹立した株細胞を解析し、味蕾細胞の分化メカニズム解明のための培養味蕾モデルの構築を目指した。

第1章においては、味蕾の発生及び味蕾を構成する細胞と、本研究の背景について述べる。味蕾及び味蕾細胞の培養モデルの確立には多くの研究者が取り組んできた。これまでに、味蕾由来の細胞材料の一つとして、*p53*欠損マウスよりクローン性株細胞である TBD 株細胞が樹立されており、味細胞マーカーの発現が確認されている。クローン性の株細胞は、異なる細胞から成る味蕾の解析の有用なツールであると考えられるが、TBD 株細胞における味蕾細胞マーカー分子の発現様式は、生体の味細胞とは異なる事が報告された。そこで本研究では TBD 株細胞を三次元培養を用いて解析し、生体の味蕾細胞と比較して味蕾細胞モデルとしての有用性を検証すると共に、*in vitro*における培養味蕾モデルの構築を目指した。

第2章においては、TBD 株細胞の単独三次元培養を試みた。上皮細胞をコラーゲン内で培養すると、細胞が立体的な塊状構造を形成することが知られている。本研究においては、TBD 株細胞の三次元培養の条件検討と、細胞が形成する立体構造について解析を進めた。まず培地の検討を行い、TBD 株細胞 11 系統のうち 7 系統の株細胞に細胞塊を形成させた。これらの細胞塊の内、TBD-a5 細胞塊は内部に管腔を持つ構造であることが組織学的解析より示された。これら TBD-a5 細胞塊において表面に抗 Laminin 抗体陽性の基底膜様構造が免疫組織学的に検出され、TBD-a5 細胞が極性を有する可能性が示唆された。また電子顕微鏡学的観察により、TBD-a5 細胞塊は内腔側の細胞表面に多数の微絨毛様構造を、細胞間にタイトジャンクション様構造を形成し、極性を有する組織構造であることが示された。これらの結果より、コラーゲン内で形成された TBD 株細胞塊は、味蕾細胞の機能的分化に重要な細胞極性を有するモデルとなり得ることが示唆された。しかし、TBD-a5 細胞塊において味蕾 II 型細胞マーカーである *Gustducin* と、味蕾 III 型細胞マーカー

である NCAM が重複発現していることが確認された。生体の味蕾ではこれらのマーカーは異なる細胞に発現し、局在は重複しないと報告されている。

第 3 章においては、第 2 章の結果をふまえて味蕾の生体内環境を考慮した TBD 株細胞の三次元共培養を行い、解析を試みた。味蕾は舌上皮内に位置し、舌上皮は間質に裏打ちされている。そこで株細胞を用いてこの組織構造を再現することを試みた。まず新たに p53 欠損マウス舌間質株細胞を樹立し、間質のマーカーである Vimentin に陽性であることを確認した (TMD 細胞)。次に舌上皮由来株細胞である 20A 細胞と TBD 株細胞の性質を比較した。TMD 細胞をコラーゲン内で培養し、その上で 20A 細胞を共培養した場合、コラーゲン内の TMD 株細胞の有無に関わらず 20A 細胞は多層化した。しかし、Laminin について免疫組織学的染色により局在を調べたところ、TMD 細胞を含むコラーゲン上のみ 20A 上皮層の基底部に明瞭な基底膜様のシグナルが観察された。また、多層上皮における基底細胞のマーカーである p63 タンパク質の発現様式を調べたところ、TMD 細胞を含むコラーゲン上では多層 20A 上皮層中の、特に基底側の細胞においてその局在が示され、TMD 細胞の非存在下では p63 のシグナルは弱く、局在は一定の様式を示さなかった。以上の結果より、20A 細胞が多層化能を有することと、TMD 細胞は多層化には必須でないものの、基底膜の形成や p63 の正常な発現、維持に関与する可能性が示唆された。更に、20A 細胞との混合培養のため、TBD-a5、TBD-c1 の 2 系統において GFP 導入亜株を作成した。TBD-a5、TBD-c1 及びそれらの GFP 導入亜株について多層化能を検証したところ、TMD 細胞の存在下においても TBD 株細胞は多層化しないことが確認された。また、TMD 細胞との共培養後の TBD-a5 細胞において Gustducin、NCAM の発現を調べたところ、NCAM にのみ陽性となった。この結果から、TBD 株細胞は TMD 細胞存在下で味蕾 III 型細胞の形質を発現する事が示唆された。20A 細胞と TBD 株細胞の混合培養においては、GFP 標識細胞は多層上皮中で単層あるいは偽多層状の縦長の形態を示した。特に TBD 株細胞の細胞凝集塊を 20A 上皮中で培養した際、GFP 標識細胞に NCAM の明瞭なシグナルが観察された。培養後のサンプルにおいて Gustducin は陰性であった。以上の結果から、これらの培養系の味覚組織のモデルとしての有用性が示唆された。

第 4 章においては、味蕾株細胞の生理学的解析を行った。TBD 株細胞においては味受容機能に関わるとされる II 型細胞、III 型細胞のマーカーの発現が報告されており、更に一部の系統については味受容関連分子や味受容体の発現が確認されている。本研究では細胞内 Ca^{2+} イメージング法により TBD 株細胞における味刺激時の応答を調べた。その結果、TBD-c1 細胞においてクエン酸刺激時に一過性の細胞内 Ca^{2+} 濃度の上昇が観察された。この結果は、TBD-c1 株細胞が酸味刺激に応答する可能性があることを示す。

以上の結果から、本研究において TBD 株細胞が味蕾細胞の分化、機能のモデルとして有用であり、かつそれらに適した培養系が構築されたことが示された。

論文審査の結果の要旨

味の感覚器である味蕾は食物を安全に摂取し、かつ QOL に重要な「おいしさ」を感じる際に重要な器官である。しかし味蕾細胞の発生、分化の詳細はほとんど明らかにされていない。本研究は味蕾より樹立した株細胞を解析し、味蕾細胞の分化メカニズム解明のための培養味蕾モデルの構築を目指した。

第 1 章においては、味蕾の発生及び味蕾を構成する細胞と、本研究の背景について述べる。味蕾及び味

蕾細胞の培養モデルの確立には多くの研究者が取り組んできた。これまでに、味蕾由来の細胞材料の一つとして、*p53*欠損マウスよりクローン性株細胞である TBD 株細胞が樹立されており、味蕾細胞マーカーの発現が確認されている。クローン性の株細胞は、異なる細胞から成る味蕾の解析の有用なツールであると考えられるが、TBD 株細胞における味蕾細胞マーカー分子の発現様式は、生体の味蕾細胞とは異なる事が報告された。そこで本研究では TBD 株細胞を三次元培養を用いて解析し、生体の味蕾細胞と比較して味蕾細胞モデルとしての有用性を検証すると共に、*in vitro*における培養味蕾モデルの構築を目指した。

第2章においては、TBD 株細胞の単独三次元培養を試みた。上皮細胞をコラーゲン内で培養すると、細胞が立体的な塊状構造を形成することが知られている。本研究においては、TBD 株細胞の三次元培養の条件検討と、細胞が形成する立体構造について解析を進めた。まず培地の検討を行い、TBD 株細胞 11 系統のうち 7 系統の株細胞に細胞塊を形成させた。これらの細胞塊の内、TBD-a5 細胞塊は内部に管腔を持つ構造であることが組織学的解析より示された。これら TBD-a5 細胞塊において表面に抗 Laminin 抗体陽性の基底膜様構造が免疫組織学的に検出され、TBD-a5 細胞が極性を有する可能性が示唆された。また電子顕微鏡学的観察により、TBD-a5 細胞塊は内腔側の細胞表面に多数の微絨毛様構造を、細胞間にタイトジャンクション様構造を形成し、極性を有する組織構造であることが示された。これらの結果より、コラーゲン内で形成された TBD 株細胞塊は、味蕾細胞の機能的分化に重要な細胞極性を有するモデルとなり得ることが示唆された。しかし、TBD-a5 細胞塊において味蕾 II 型細胞マーカーである *Gustducin* と、味蕾 III 型細胞マーカーである NCAM が重複発現していることが確認された。生体の味蕾ではこれらのマーカーは異なる細胞に発現し、局在は重複しないと報告されている。

第3章においては、第2章の結果をふまえて味蕾の生体内環境を考慮した TBD 株細胞の三次元共培養を行い、解析を試みた。味蕾は舌上皮内に位置し、舌上皮は間質に裏打ちされている。そこで株細胞を用いてこの組織構造を再現することを試みた。まず新たに *p53* 欠損マウス舌間質株細胞を樹立し、間質のマーカーである *Vimentin* に陽性であることを確認した (TMD 細胞)。次に舌上皮由来株細胞である 20A 細胞と TBD 株細胞の性質を比較した。TMD 細胞をコラーゲン内で培養し、その上で 20A 細胞を共培養した場合、コラーゲン内の TMD 株細胞の有無に関わらず 20A 細胞は多層化した。しかし、Laminin について免疫組織学的染色により局在を調べたところ、TMD 細胞を含むコラーゲン上のみ 20A 上皮層の基底部に明瞭な基底膜様のシグナルが観察された。また、多層上皮における基底細胞のマーカーである *p63* タンパク質の発現様式を調べたところ、TMD 細胞を含むコラーゲン上では多層 20A 上皮層中の、特に基底側の細胞においてその局在が示され、TMD 細胞の非存在下では *p63* のシグナルは弱く、局在は一定の様式を示さなかった。以上の結果より、20A 細胞が多層化能を有することと、TMD 細胞が多層化には必須でないものの、基底膜の形成や *p63* の正常な発現、維持に関与する可能性が示唆された。更に、20A 細胞との混合培養のため、TBD-a5、TBD-c1 の 2 系統において GFP 導入亜株を作成した。TBD-a5、TBD-c1 及びそれらの GFP 導入亜株について多層化能を検証したところ、TMD 細胞の存在下においても TBD 株細胞は多層化しないことが確認された。また、TMD 細胞との共培養後の TBD-a5 細胞において *Gustducin*、NCAM の発現を調べたところ、NCAM にのみ陽性となった。この結果から、TBD 株細胞は TMD 細胞存在下で味蕾 III 型細胞の形質を発現する事が示唆された。20A 細胞と TBD 株細胞の混合培養においては、GFP 標識細胞は多層上皮中で単層あるいは偽多層状の縦長の形態を示した。特に TBD 株細胞の細胞凝集塊を 20A 上皮中で培養した際、GFP 標識細胞に NCAM の明瞭なシグナ

ルが観察された。培養後のサンプルにおいて Gustducin は陰性であった。以上の結果から、これらの培養系の味覚組織のモデルとしての有用性が示唆された。

第4章においては、味蕾細胞の生理学的解析を行った。TBD 株細胞においては味受容機能に関わるとされる II 型細胞、III 型細胞のマーカーの発現が報告されており、更に一部の系統については味受容関連分子や味受容体の発現が確認されている。本研究では細胞内 Ca^{2+} イメージング法により TBD 株細胞における味刺激時の応答を調べた。その結果、TBD-c1 細胞においてクエン酸刺激時に一過性の細胞内 Ca^{2+} 濃度の上昇が観察された。この結果は、TBD-c1 株細胞が酸味刺激に応答する可能性があることを示す。

以上の結果から、本研究において TBD 株細胞が味蕾細胞の分化、機能のモデルとして有用であり、かつそれらに適した培養系が構築されたことが示された。

氏 名	好 田 由 佳
学位の種類	博士(学術)
学位記の番号	乙第53号
学位授与年月日	2011(平成23)年2月21日
学位授与の条件	学位規則第4条第2項該当
学位論文題目	ヴィクトリア朝後期における女性スポーツ服の研究ーローンテニスを中心にー
論文審査委員	主査 教授 佐々井 啓 副査 教授 川 端 有 子 教授 大 塚 美智子 教授 坂 井 妙 子 東京家政大学大学院教授 能 澤 慧 子

論 文 の 内 容 の 要 旨

ヴィクトリア朝後期に流行した新しいスポーツは、女性の装いに新しいアウトドアファッションであるスポーツ服を誕生させた。なかでも、ローンテニスは、ヴィクトリア朝後期に大流行し、女性もスポーツを楽しむ契機をつくり、その装いが当時の女性雑誌等に再三取り上げられた。これまで、西洋服飾史研究では、ヴィクトリア朝後期のスポーツ服は主要な研究とは位置づけられず、ブルーマースタイルのサイクリング服や、海水着に関する研究が散見される程度であった。本研究が対象とするローンテニスの装いに関しては、西洋服飾史からのアプローチはほとんどなされてこなかったといえる。しかしながら、ヴィクトリア朝後期のスポーツのなかでも、女性が積極的に参加しだしたローンテニスは、女性の服飾観に大きな影響を及ぼしたと推察される。そこで、女性スポーツ服のなかでもローンテニスの装いに着目し、多種多様な装いのあり方を表象したローンテニスの装いの意義について明らかにすることを目的とする。対象とする期間は、1870年代後半から、90年代前半の約20年間とし、この期間を本研究ではヴィクトリア朝後期として取り扱っている。本研究では、この時代のイギリスの服飾観がスポーツの流行の影響を大きく受けていることを検証していく。

全体構成は、序論と本論(第1章から第5章)、結論(第6章)から成り、以下のような内容について論議する。これらの各章の論議をとおして、ヴィクトリア朝後期に新しい服飾観を持ったスポーツ服が誕生した意義について新しい知見を導き出すこととする。

序論では、ヴィクトリア朝後期における女性スポーツ服に関する研究目的、および研究方法について述べている。

第1章では、これまでのヴィクトリア朝の服飾に関する先行研究について紹介し、研究動向の問題点を指摘した。本研究では、従来の研究では、ほとんど欠落していた女性スポーツ服に着目し、ヴィクトリア

朝後期の女性スポーツ服が重要な研究対象であることを明確にし、本研究がめざす方向性を示した。

第2章では、ヴィクトリア朝後期に流行したスポーツのなかでも、海水着、乗馬服、サイクリング服、クロッケーとスケートの装いを取り上げ、体系的に各種スポーツの特徴を捉え、ヴィクトリア朝後期の主流の服飾との差異を明確にした。また、新しい服飾として登場したテーラード・スーツがスポーツの際に装われたことを取り上げ、その装いの意義を明らかにした。

第3章では、ヴィクトリア朝後期のローンテニスの装いを取り上げた。社交パーティとしてのローンテニス、競技としてのローンテニスの両面から検討し、ヴィクトリア朝後期のローンテニスの装いの重要性を明らかにした。

第4章では、ヴィクトリア朝後期に登場した健康に配慮した機能的な衣服に焦点を当てた。さまざまな工夫が取り入れられた新しい衣服はスポーツの装いとして推奨され、話題性が高かったにもかかわらず、日常着としてはほとんど受容されるに至らなかった理由について考察を試みた。

第5章では、これまで明らかになったことを、幅広い読者層を誇ったヴィクトリア朝後期を代表する女性雑誌『ガールズ・オウン・ペーパー』から検証し、当時の女性がスポーツの装いをどのように受容していったかを明らかにした。

第6章では、総括として、ヴィクトリア朝後期のローンテニスを中心としたスポーツ服について明らかになったことを説明し、今後の展望について述べている。

以上の論述に基づいて、結論を次のように提示する。1点目として、ローンテニスは、乗馬服のように独自のフォームを持った衣服とは異なり、ヴィクトリア朝の典型的なレディから少女まで幅広い女性層に愛好されたことにより、その装いは、階級性を表象する社交パーティ用の華麗なローンテニス・コスチュームと、階級性を曖昧にするシンプルで機能的なテーラード・スーツ等の競技用のローンテニス・コスチュームという2層構造を呈した。2点目として、ヴィクトリア朝後期における技術革新は、テニスラケットやテニスボール、ゴム底のシューズ等のスポーツ道具の普及を推し進め、また、ホームメイドのローンテニス用のスポーツ服の流行を促した。その結果、これまで、スポーツに参加することのできなかった階層まで、ローンテニスを楽しむことが可能となるに至った。3点目として、従来の研究において、スポーツ服は一般的な服飾の流行と区別されていたが、女性がスポーツと積極的に関わったことで、スポーツ服に対する意識が高まり、身体解放や女性の自立への問いかけの契機となっていくと考えられる。すなわち、スポーツ服は、現代衣服が持つ機能性の概念を引き起こし、女性の意識改革への道筋をつくったと結論づけられる。

本研究は、従来の西洋服飾史研究において、これまで見落とされてきたヴィクトリア朝後期のスポーツ服が、現代衣服の形成に重要な影響を与えた衣服であることを明らかにするため、ローンテニスの装いを中心に展開し、構築するために研究を行ったものである。

この研究で得られたヴィクトリア朝後期のスポーツ服に関する一連の研究成果は、スポーツの受容による女性の服飾と生き方の変化、さらには、現代衣服の源流としてスポーツ服が果たした役割の解明に向けて、大きく寄与し得るものとする。

論文審査の結果の要旨

イギリスのヴィクトリア朝（1837—1901）では、女性の学校教育の進展や社会参加など、20世紀に向けての女性の多くの分野への発展の基礎が形成されたといっていよいであろう。服飾においてもまたさまざまな様相がみられ、今日の服飾につながる興味深い現象が指摘されている。

本論文は、そのようなヴィクトリア朝の後期の社会情勢と女性のあり方に注目し、それがスポーツ服というジャンルでどのような発展を遂げたのかを明らかにするものである。

本論は序論と6章からなり、次にその概要を記す。

序論では、ヴィクトリア朝後期における女性スポーツ服全般に関する研究目的、および研究方法について述べている。

第1章では、これまでのヴィクトリア朝の服飾に関する先行研究について紹介し、研究動向の問題点を指摘した。とりわけ、欧米の研究論文や著書等の丹念な分析を行い、従来の研究ではあまり取り上げられていなかった女性スポーツ服に着目し、それが、女子教育、レディと新しい女、女性雑誌の出版等との関係があることを指摘して、本研究がめざす方向性を示した。

第2章では、ヴィクトリア朝後期に流行したスポーツを体系的に取り上げた。まず、女性のスポーツとスポーツ服に対する当時の見解を、服装改良や合理服等との関係について文献で明らかにした。さらに、海水着、乗馬服、サイクリング服、クロッカー、スケートの装いを遺品、写真、挿絵等の資料から分析して、ヴィクトリア朝後期の一般的な服飾との差異を明確にした。その結果、新しい服飾として登場したテラーロード・スーツがスポーツ服として登場し、装われていたことを取り上げ、その意義を明らかにした。

第3章では、第2章で述べたスポーツに加えて、特にローンテニスの装いを取り上げた。ローンテニスとは、①ガーデンパーティとして、②競技として、の両面から検討した。ローンテニスは、男女の出会いの場を提供するガーデンパーティと関わっているため、その衣装がファッショナブルであることが、広く受け入れられた一因であることを雑誌記事や写真から検証している。また、中流階級の女性たちにローンテニスが広まったことは、雑誌によるホームメイドのテニスコスチュームの紹介記事等から明らかになった。

第4章では、スポーツ服として推奨されたヴィクトリア朝後期に登場した健康に配慮した機能的な衣服に焦点を当て、文献等から明らかにした。それらは話題性が高かったにもかかわらず、日常着としてはほとんど定着しなかった点について考察した。

第5章では、幅広い読者層を誇ったヴィクトリア朝後期を代表する女性雑誌『ガールズ・オウン・ペーパー』を取り上げ、第2章から第4章で明らかになった当時の女性の衣生活の実態を探るとともに、スポーツ服がワードローブの中でどのように位置づけられていたのかを明らかにした。また、さまざまな衣服のホームメイドやリメイク記事にも、スポーツ服にかかわるものが多いことを指摘している。

第6章では、総括として、ヴィクトリア朝後期のスポーツ服の意義について考察し、特にローンテニスが高盛となった経緯を再検討した結果、階級性を表す社交パーティ用のテニス服と、機能的な競技用テニス服という二層構造を明らかにしている。

以上のように、本論文は、ヴィクトリア朝後期の女性スポーツに着目し、その時代的背景を踏まえながら、女性とスポーツ、スポーツ服という関係を明らかにしたことが特徴である。とりわけ、2章でスポ

ーツ服の例を示し、3章でローンテニスに着目して他のスポーツとの違いを考察していることは、先行研究には述べられていない点である。さらに、単にスポーツ服の調査を行ったのではなく、4章では当時の女性の生き方と関わった服飾についての検討がなされ、さらに5章で、主要な女性雑誌の記事を読み解いていったことから、スポーツを通して女性の身体解放や自立の契機となったことが指摘できた。これは女性研究にも一石を投ずることができたのではないかと思われる。また、スポーツ服は、現代衣服が持つ機能性の概念を引き起こしたと結論づけている。

したがって、本研究は、従来の西洋服飾史研究において、十分に論議されていなかった女性スポーツとスポーツ服についての研究として、研究目的、研究方法の的確性、独創性等を審査した結果、価値ある結論に到達していると考えられ、今後の研究に大いに貢献するものとして、博士論文の内容に適していると判断し報告する。

氏 名	野 田 千津子
学位の種類	博士(学術)
学位記の番号	乙第54号
学位授与年月日	2011(平成23)年2月21日
学位授与の条件	学位規則第4条第2項該当
学位論文題目	性能設計における環境振動に対する目標性能の設定に関する研究 —居住者の意識と感覚特性を反映した性能評価—
論文審査委員	主査 教授 石川孝重 副査 教授 飯尾昭彦 准教授 平田京子 東京都市大学教授 濱本卓司

論文の内容の要旨

本研究の背景と目的

現在の住宅設計は、目標性能の確保を基礎とした性能設計体系を基本としている。性能設計において、個々の建築の性能を決定する主体は建築主であり、彼らの意向を反映して個別に設定する目標性能に応じた設計が求められる。そのため、建築主の要望をいかに引き出し、目標性能として定めるかが、設計における最初の重要なステップとして位置づけられる。その際には、決定主体である建築主と、性能を実現する設計者との間で、合意形成をはかることが不可欠である。しかし、住宅やその性能に関する専門知識に乏しい建築主は、日常的な言葉を用いた感覚的な表現で要求を語る一方、設計者は、彼らの漠とした要求を目標性能としてくみ上げて設計指標に変換する術をもたず、両者のコミュニケーションに有用な手段はほとんどないのが現状である。

本研究で対象とする環境振動は、道路交通や鉄道、風や設備機器などを原因として日常的に発生し、居住者は振動を感じる、振動が不快であるといった観点から評価するため、居住性能に支障をきたす一因となる。居住性能を対象とした評価は、法規制で最低限度が定められる構造安全性と比較して公共の福祉とのかかわりが低い場合もあり、建築主の意向が目標性能の設定にしめる位置づけが高いと考えられる。しかし、現在の環境振動に対する居住性能評価は、設計指標である振動の物理量と知覚確率との関係のみで提示されており、目標性能の決定主体である建築主にとって、わかりやすく実感できるものとなっていない。

このような背景をふまえ、本研究は、環境振動に対する目標性能の設定において、建築主と設計者との合意形成に有用な資料の提示を目的とする。風や交通による住宅骨組みの水平振動と、人の動作などによる床の鉛直振動を主な対象として、被験者実験と意識調査を行い、居住者の意識と感覚評価の特性を明らかにする。

かにする。その結果を設計指標である振動の物理量と結びつけ、住宅の場合に主として建築主となる居住者の観点にたった居住性能評価の指標と性能説明の資料を提示する。

本論文の概要

本論文は7章からなり、序論（第1章）、本論（第2章から第6章）、結論（第7章）の3部で構成されている。

第1章では、本研究の背景となる性能設計体系および環境振動の居住性能評価にかかわる現状と環境振動に対する感覚や居住者意識に関連する先行研究の概要を纏めた。さらに、性能設計における居住性能を対象とした環境振動の位置づけを論じ、これらをふまえて本研究の目的を述べた。

第2章では、周辺要因の影響を考慮した水平振動の知覚に基づいた評価を検討した。振動がまったく発生しない住宅の実現は不可能であり、現実的には、居住者の感覚に支障がない範囲に振動をおさえる必要がある。そのため、振動の知覚が評価の基盤とされてきたが、先行研究では、振動の発生を事前に予告して実験するなど、日常環境と隔たりのある状況で検討されてきた。そこで、振動の発生の予知や、振動発生に対する意識的な構えが異なる状況で被験者実験を行った。その結果、これらの被験者の状況が、振動の知覚に大きく影響する振動数範囲を明らかにした。また、先行研究は主として体感による知覚を検討してきたが、日常的には物の動きが振動を感じるきっかけになる場合も多い。そこで本論文では、窓の外の景色が相対的に動き、被験者が視覚から振動を認識できる場合の知覚を検討した。その結果、体感で感じない振動に対して、変位の大きさを視覚から認識することで、顕著に知覚しやすくなる振動の範囲を見出した。

続いて第3章では、環境振動に対する感覚評価の特性をふまえた性能説明について検討した。不快感や振動の大きさなどに着目した被験者実験の結果から、感覚評価の観点によって、振動の物理量との関係が異なることを明らかにした。さらに、不快感や振動の大きさに関する回答確率を振動の物理量と対応させて表現し、環境振動の居住性能を、多様な観点から説明するための基礎資料とした。

これらの知覚および感覚評価は、振動に対する直接的な評価であり、その振動を居住性能としてどの程度に評価するかなどの判断基準は反映されていない。そこで、第4章、第5章では、居住者の意識を環境振動の評価指標に反映させる手法を検討し、第4章では床の鉛直振動、第5章では住宅骨組みの水平振動を対象とした性能のグレード分けを試みた。

環境振動の性能評価に関するアンケートとヒアリングの結果から、自宅が木造戸建住宅や非木造集合住宅かによって、対象者が日常的に振動を感じた経験が異なり、振動経験の違いが居住性能の判断基準に強く影響することがわかった。さらに、同じ対象者に行った振動体感実験の結果を結びつけ、対象者の判断基準を反映した性能のグレード分けと、設計指標である振動の物理量との関係を明らかにした。この結果に基づいて、多くの人が標準的にとらえる性能やよい性能と評価する振動の範囲などを示すことができた。

第6章では、本論文で述べた結果を総合して、環境振動に対する目標性能の設定に際して、本論文で提示した資料が、建築主と設計者との合意形成に果たす役割について論じた。環境振動を対象とした場合、建築主は、どの程度の人が振動を感じ、振動をどのように感じるかなどの言葉で、要望を語ることになる。本論文で提示した性能説明の資料は、このような居住者の環境振動に対する評価を振動の物理量と結びつけている。これらの資料を用いて建築主と話し合うことで、設計者は、彼らの要望を目標性能に変換し、

個々の住宅で定まる固有振動数ごとに、目標とする振動の加速度を把握できる。さらに、目標とする振動の物理量を、本論文で提示した性能グレードと対応させ、個々の建築主が求める性能を、多くの人がとらえる性能グレードに位置づけて説明することが可能である。

第7章では、以上の考察・分析をふまえ、環境振動に対する目標性能の設定において、建築主と設計者との合意形成の促進にむけた提言を纏めた。

論文審査の結果の要旨

建築や住宅の設計体系は、建築基準法の改正を経て大きく変化しており、性能設計に基づくことが主流となっている。性能設計では、個々の建築の状況に応じて、その目標性能を定めることが求められる。本来は、技術レベルやコスト、法規制との関係をふまえながら、個々の建築主の要望に応じて、目標性能が定められることが望ましい。しかし、建築や住宅の性能の理解には専門知識が求められ、建築主にとって要望を適切に表現することは難しい。そこで、性能を実現する専門家である設計者が、建築主と十分なコミュニケーションをはかりながら、彼らの日常的な要望を目標性能としてくみ取る必要がある。さらには、設計条件となる物理量に変換することも求められる。しかしながら現状では、両者のコミュニケーションに有用な手法や資料はほとんどなく、研究の進展が望まれている。

本研究は、このような性能設計における現状の課題をふまえ、建築主の意向を反映して、環境振動の居住性能に関する目標性能を設定する方法やその資料について検討したものである。生活環境で日常的に発生する環境振動について、建築主、あるいは住宅の取得者である居住者の観点に立った性能評価の具体的な方法を模索し、提示しているところに研究のオリジナリティーがある。

本論文は、第1章の序論、第2章から第6章の本論、そして第7章の結論から構成されている。

第1章では、本研究の着想に至った背景と先行研究の概要をふまえ、本論文の目的を述べている。

本論は、被験者実験に基づいて環境振動に対する知覚・感覚特性を検討した第1部（第2章・第3章）と、意識調査と振動体感実験に基づいて、居住者の意識を反映した性能グレードを検討した第2部（第4章・第5章）から構成されている。

第2章では、振動の発生の予知や、振動発生に対する意識的な構え、視覚対象の相対的な動きがあるかなしかで行った被験者実験の結果から、これらの周辺要因が水平振動の知覚に及ぼす影響を検討している。先行研究では、これらの条件を考慮した検討はほとんど行われていないため、生活環境における評価との隔たりが危惧されたことから、振動の発生の予知や、振動発生に対する意識的な構えが異なる状況で行った実験、ならびに窓外の景色が相対的に動き、被験者が視覚から振動を認識できる実験を実施した。これらの実験の結果、被験者の状況や視覚による振動の認識が、振動の知覚に大きく影響を与えることを明らかにした。

第3章では、水平振動のみならず鉛直振動に対しても、環境振動に対する心理的要素を含んだ感覚評価に着目した被験者実験の結果に基づいて振動の物理量との関係を論じている。またその結果を、振動を感じた際の人間の反応として複数の評価指標（尺度）を用いたビジュアルな表現資料を提示し、建築主にわかりやすい性能説明への可能性を示唆した。

さらに、第4章、第5章では、居住性能としてより総合的にとらえた居住者の判断基準を反映した環境振動の評価指標を見出す手法を検討し、これまでの研究になかった居住者の意識を環境振動の評価指標に反映させる手法を開発した。この手法による意識調査の結果から、第4章では床の鉛直振動、第5章では住宅骨組みの水平振動を対象とし、居住者が環境振動の性能評価をどのようにとらえているか、その判断基準と意識の特徴を見出し、これを反映させた性能グレードを提示している。さらに、これらを被験者実験の結果と結びつけることで、居住者の判断基準として、標準的な性能グレード、よいと評価されるグレードなど、それぞれに相当する振動の範囲を明示した。

これらの結果を総合して、第6章では、環境振動に対する目標性能の設定において、前章までの結果をどのように活用できるかに焦点をしばり考察を加えている。振動を感じた際の居住者の反応をより具体的に説明できる資料を提示するとともに、それをを用いて、建築主の要望から目標性能を設定するための活用例を示し、個別の建物に設定した目標性能を、総体としての市民の評価から位置づける方策などを提示している。

第7章では、以上の考察・分析・提示したものを纏め、結論としている。

以上の研究成果および審査の結果から、審査委員会では本論文を以下のように評価できると判断するに至った。

本論文は一貫して被験者実験の結果に基づいて構成されている。前段では、これまで振動を感じるか否かという感覚のみを対象としてきた環境振動の評価に対して、加速度範囲を拡張した振動評価に目を向け、多数回の実験・調査の結果と、その解析の積み重ねに基づいて、定量的・客観的な結論を導いている。一方、後段では、このような振動に対する直接的な反応に加えて、居住性能としての判断基準を、居住者のニーズや望む、望まないなどの定性的・主観的評価まで入り込み、評価体系を構築しようとしている。論文全体を見渡した時、このような構成は性能設計へとシフトしたこの時代に時宜を得た内容になっているといえる。

特に住宅建築後に日常的振動がクレーム問題になることが増加してきた今日では、日常的振動に対する居住者のニーズを反映した設計が可能になり、建築後の問題減少につながる可能性があるなど、実用化に資する方法を提示しており社会的有用性が高い。

意識調査から得られた居住性能に対する判断基準は、対象者数などによって変動する可能性もあり、対象者数を増やすなど、精度をあげることが望まれる。また、本論文で提示された説明資料は有用であるが、建築主にとってさらにわかりやすいものとするべく洗練する余地が残されており、今後の研究に期待したい。

本研究は、上記のように今後の進展がさらに期待されるが、環境振動の居住性能を対象とした目標性能を設定する上で、これまでの研究にない新しい着想点を多く含んだ結果を導いている。特に、居住性能としての判断基準を設計条件となる物理量と結びつける手法は、実務への展開を含めて、建築・住宅の性能設計に資する論文として高く評価できる。

以上をふまえ、本論文は、博士（学術）授与に値すると、審査委員全員が一致して判断したことを報告する。

博士学位論文
内容の要旨及び審査の結果の要旨
第22号

平成23(2011)年6月1日発行

発行 日本女子大学大学院

編集 日本女子大学学務部研究支援課

〒112-8681 東京都文京区目白台2丁目8番1号

電話 03-5981-3273